

勝
第 四 号

案 起

昭和三十一年一月二十六日

決 定

昭和三十一年一月三十日

施 行

昭和三十一年一月三十日

内閣官房副長官

内閣官房副長官

昭和三十一年一月三十日

加藤

昭和三十一年一月三十日

案

別表の及ぶものありて(各通)

内閣総理大臣官房総務課長

2
昭和三十一年一月三十日

今二十六回国会に提出予定の貴省(庁)関係法律案のうち、予算を伴わない法律案の提出について左記に掲げることを承知した。この調を、二月八日(金)正午までに文書(三部)をもつて内閣総理大臣官房総務課長に提出すること。

13 23 149 6

平統攝課めてお知らせ願うべく、命によつて依頼します。

記

- 一、衆議院先議を希望するもの
- 二、参議院先議を希望するもの
- 三、衆参両院のいずれでもよいが、できれば衆議院先議を希望するもの
- 四、衆参両院のいずれでもよいが、できれば参議院先議を希望するもの
- 五、衆参両院のいずれを先議としてもよいもの
- 六、法案未確定のため、前記各号のいずれとも決定し兼ねるもの

別表(一)

公正取引委員会事務局長
警察庁長官
国家消防本部(総務課長)
土地開発委員会事務局長
首都圏整備委員会事務局長
宮内庁次長
調達庁次長(官房総務課長)
行政管理庁次長(事務課長)
北海道開発庁次長(事務課長)
防衛庁次長(法規課長)
経済企画庁次長(庶務課長)
科学技術庁次長(官房総務課長)
自治庁次長(官房総務課長)
各省(事務課長)
各省(事務課長)

別表(二)

法制局長官(総務室主幹)
内閣総理大臣官房人事課長
同 会計課長
同 調査室長
同 審議室長
同 公務員制度調査室長
賞典部長
総理府恩給局長
同 統計局長
小倉情報局長
南方連絡事務局長
国防会議事務局長
中央災害救助対策協議会事務局長
社会保障制度審議会事務局長
日本学術会議事務局長

裏面白紙

自丁総発第七〇号

昭和三十三年二月五日

自治庁長官官房総務参事官



内閣総理大臣官房総務課長 殿

第二十六回国会提出予定法律案の先議院名に関する
調査について（回答）

客月三十一日付内閣閣甲第四号をもつて照会のありました標記
の件について、別紙のとおり回答いたします。

自治庁

（東文社納）

裏面白紙

(別紙)

第二十六回國會提出予定法律案の先議院名に関する調

三二五
自治庁

○ 衆議院先議を希望するもの

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

○ 衆、参両院のいずれでもよいが、できれば衆議院先議を希望するもの

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

○ 法律案未確定のため、先議を衆、参両院のいずれとも決定し兼ねるもの

地方自治法の一部を改正する法律案

自治庁

（東京社約）

(別紙)

第二十六回国会提出予定法律案の先議院名に関する

三二五
自治庁

○ 衆議院先議を希望するもの

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

○ 衆、参両院のいずれでもよいが、できれば衆議院先議を希望するもの

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

○ 法律案未確定のため、先議を衆、参両院のいずれとも決定し兼ねるもの

地方自治法の一部を改正する法律案

自治庁

(別紙)

第三十六回国会提出予定法律案の先議院名に関する調

(三二五)
自治庁

○ 衆議院先議を希望するもの

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

○ 衆、参両院のいずれでもよいが、できれば衆議院先議を希望するもの

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

○ 法律案未確定のため、先議を衆、参両院のいずれとも決定し兼ねるもの

地方自治法の一部を改正する法律案

自治庁

(参考)

予算と伴う法律案

(△印)

第二十六回国会提出予定法律案件名等調

(自治二九)

○ 地方自治法の一部を改正する法律案

(要旨)

地方制度調査会の答申をまつて郡の制度について所要の措置を行おうとするものである。

○ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(要旨)

町村合併による投票区数の増減等に即応して現行規定の改正を行おうとするものである。

○ 地方交付税法の一部を改正する法律案

(要旨)

単位費用、補正方法等算定方法の合理化を図ろうとするものである。

○ 昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額等の特例に関する法律案

(要旨)

昭和三十一年度に交付すべき地方交付税の額を増額しようとするものである。

○ 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

(要旨)

地方交付税の増額に伴い特別会計の繰入金を増額しようとするものである。

○ 地方財政法の一部を改正する法律案

(要旨)

国費、地方費の負担区分の合理化を図ろうとするものである。

○ 公営事業金融公庫法案

(要旨)

地方公共団体の公営事業を推進整備するため公募地方債の合理的消化を図ろうとするものである。

○ 地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

(要旨)

地方財政再建促進特別措置法施行の経験にかんがみ所要の改正を行おうとするものである。

○ 地方税法の一部を改正する法律案

(要旨)

地方制度調査会及び臨時税制調査会の答申等に基づき、現行規定に

所要の改正を行おうとするものである。

△ 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(要旨) 防衛庁、駐留軍等の所有する固定資産についても、交付金及び納付金の対象にする等現行規定に所要の改正を行おうとするものである。

△ 特別屯譲与税法案(仮称)

(要旨) 特別屯税(仮称)の新設に伴い、その収入を徴収地港湾所在の市町村に譲与しようとするものである。

32総課第14号

昭和32年2月4日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

科学技術庁長官官房総務課長

第26回国会提出予定法律案について

昭和32年1月31日付内閣閣甲第4号で、御照会のありました標記の件については、次の5法案とも衆議院先議を希望いたします。

1. 日本科学技術情報センター法案
2. 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
3. 顧問技術士法案
4. 原子炉等の管理に関する法律案
5. 放射線障害防止法案

事務用品 5号

科学技術庁

裏面
白紙

裏面白紙

陽甲米一

2/10

卷之八

卷之四

内
訳

府省別	法律案	約
總理府	三	
法務省	一六	
外務省	七	一三
大藏省	五三	
文部省	七	
厚生省	一七	
農林省	一二	
通商産業省	一九	
運輸省	一四	
郵政省	二	
労働省	三	
建設省	一九	
計	二〇	一三

總發行所	一
發行所	一
公物頒布所	一
實業部	二
南方總務局	二
國稅局	二
省國庫券發行所	二
殖產部	二
地方出版局	一
留學部	一
防衛部	三
總務部	三
科學部	三
衛生部	三
計	四

(注)

この調は、今後若干の増減がありうるとともに、件名の変更もある。

裏面白紙

(別紙)

内閣総理大臣官房審議室(一件)

法律案等件名	要旨	法制局審議の有無	閣議提出の予定月日
一、雇用審議会設置法案	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に應じて完全雇用の達成を目標として、雇用の安定を促進するた めの施策に関する重要事項を調査 審議するため、現行の失業対策審 議会を改組拡充して、総理府の附 属機関として設置する。	未 済	未 定

備考 総理府の附属機関(法才十五条才一項)として設置されている「在外財産問題
審議会」は在外財産関係法案(別途厚生省より提出予定)の制定の際同法案の附
則で廃止する予定である。

総理府（公務員制度調査室）（一件）

法律案件名等	要旨	法制局審議の有無	閣議提出予定月日
一般職の職員の給与に 関する法律の一部を改 正する法律	人事院勧告の趣旨を尊重して、俸 給表の改訂等を行う。	無	二月十二日

裏面白紙

裏面白紙

(別紙)

内閣総理大臣官房賞勲部(二件)

法律案等件名	要旨	法制局審議の有無	閣議提出の予定月日
栄典法案	現行の栄典制度を整備するため、法律をもつて栄典制度の基本的事項を定める。	未了	未定
総埋付設置法の一部を改正する法律案	栄典制度整備の一環として、官房の一部である賞勲部を一局とする。	未了	未定

裏面白紙

総理府南方連絡事務局（二件）

法律案等件名	要旨	法制局審議の有無	閣議決定の月日
総理府設置法の一部を改正する法律	現在総理府本府の附屬機関である南方連絡事務局の機構を拡充、整備し、総理府の外局又は内局とし、その組織及び所掌事務等を定めるものである。	無	二月
元沖縄県県吏員の恩給等に関する特別措置法	元沖縄県県吏員の恩給を現在の南方連絡事務局局長又は右庁の長官が裁定し、国庫がこれを負担し、支給するものとし、その内容及び手続等を定めるものである。	無	二月

(別紙)

国家消防本部

法律案等件名	要旨	法制局 有無 審議	閣議 提出 月日
消防組織法の一部を改正する法律案	消防法の改正に伴う関係規定の改正その他規定の整備をはかるものである。	無	未定
消防法の一部を改正する法律案	主として危険物取締関係の規定の改正をはかるものである。	無	未定

備考

消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正により水防団員についても基金法の適用を受けるように改正の予定であるが形式として基金法の一部を改正する法律案とするか水防法の一部を改正する法律案とするかはまだ決定していない。

裏面白紙

(別紙)
首都圏整備委員会(三件)

法律等件名	要旨	法制局 審議 の有無	商議提出 の有無
市街地開発区域の整備に関する法律	市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に關し必要な事項を定める	無	未定
工業専制区域に関する法律	既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止するために大規模な工場その他人口の増大をもたらす原因となる施設の増設又は増設を制限する工業専制区域を指定し必要な制限を行うことが必要であるものを指定及び制限の内容を定める	無	未定

調総発第 59 号 (C 6 6)

昭和 32 年 / 月 2 / 日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

調達庁総務部総務課



再開後ノ第 26 回国会ニ提出予定ノ法律案
件名等ニツイテ (回答)

参照：昭・32/8. 付内閣閣甲第 / 号 1 函
件名 1

上記参照文書ヲモツテ照会ノアツタ第 26 回
国会ニ提出予定ノ法律案ニツイテ。命ニヨリ別
紙ノトオリ回答スルカラヨロシクお願いスル。

以 上

別紙：提出予定ノ法律案件名等 (85 部)

裏
面
白
紙

調達庁(四件)

法律案等件名	要旨	法制局 議の有無	閣議提出 予定月日
調達庁設置法の一部を 改正する法律案	総務部所掌の特別調達資 金の経理に関する事務を 労務部の所掌に移管する。	無	未定
国有資産等所在市町村 交付金及び納付金に関 する法律の一部を改正 する法律案	米駐留軍に提供した国有 資産については、本法第 二条三項六号により本法 の適用を除外されている ので、これを改め、これ ら国有資産についても交 付金を交付することとす る。	無	未定
日本国とアメリカ合衆 国との間の安全保障条 約第三条に基づく行政協 定の実施に伴う土地等 の使用等に関する特別 措置法の一部を改正す る法律案	本法においては裁決期間 が限定されていないため 裁決がいたずらに長びく おそれがあるので、これ を適切な期間に限定する こととする。	無	未定
日本国とアメリカ合衆 国との間の安全保障条 約第三条に基づく行政協 定第二条に基づき米駐留 軍に提供した飛行場の 周辺の航空障害物の制 限に関する法律案	米駐留軍に提供した飛行 場については航空法の適 用がないため、航空地役 権の確保が困難であり、 したがって航行の安全が 保持しがたい。この事態 を改善するため、これら 飛行場についても近隣の 物件の高度制限を行うこ ととする。	無	未定

備考 本法律案は昭和三十一年度予算案と関連があり、一応調達庁で予定しているものである。

裏面白紙

北開発第二〇号

昭和三十一年一月二十九日

北海道開発庁庶務課長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等の送付について
標記について別紙のとおり提出しますので宜しくお願いします

総理府

北海道開発庁（一件）

法律案等件名	要 旨	法制局 審議	閣議提出 予定期日
北海道開発公庫 法の一部を改正 する法律案	北海道開発公庫の資本金、 事務所、業務内容等につき改 正する必要がある。	無	未定

総
理
府

裏
面
白
紙

第二十六回国会提出予定法律案件名等
○自治庁(十一件)

法律案件名	要旨	法制局 審議の有無	閣議決定 日
地方自治法の一部を改正する法律案	地方制度調査会の答申をまつて郡の制度について所要の措置を行おうとするものである。	未済	未定
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	町村合併による投票区数の増減等に即応して現行規定の改正を行おうとするものである。	未済	未定
地方交付税法の一部を改正する法律案	単位費用、補正方法等算定方法の合理化を図ろうとするものである。	未済	未定
昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額等の特例に関する法律案	昭和三十一年度に交付すべき地方交付税の額を増額しようとするものである。	未済	未定
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案	地方交付税の増額に伴い特別会計の繰入金を増額しようとするものである。	未済	未定
地方財政法の一部を改正する法律案	国費、地方費の負担区分の合理化を図ろうとするものである。	未済	未定
公営事業金融公庫法案	地方公共団体の公営事業を推進整備するため公募地方債の合理的消化を図ろうとするものである。	未済	未定
地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案	地方財政再建促進特別措置法施行の経路にかんがみ所要の改正を行おうとするものである。	未済	未定
地方税法の一部を改正する法律案	地方制度調査会及び臨時税制調査会の答申等に基づき、現行規定に所要の改正を行おうとするものである。	未済	未定

人等
大
多
の
人
等
が
参
加
し
て
行
な
れ
ば
と
思
ふ
。

国有資産等所在市町村交付金
及び納付金に関する法律の一
部を改正する法律案

特別屯讓与税法案（仮称）

防衛庁、駐留軍等の所有する固定
資産についても、交付金及び納付
金の対象にする等現行規定に所要
の改正を行おうとするものである。

特別屯税（仮称）の新設に伴い、
その収入を徴収地港湾所在の市町
村に讓与しようとするものである。

未	未
済	済
未	未
定	定

防衛庁（三件）

法律案名	要旨	法制局審議の有無	閣議提出予定月日
防衛庁設置法の一部を改正する法律案	定員の改正等	無し	未定
自衛隊法の一部を改正する法律案	陸海空各自衛隊の定員に伴う組織編成の改正等	無し	未定
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	一般職の職員の給与改正に即応する防衛庁職員の給与の改正	無し	未定

備考 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）は、日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国から提供された装備品等についての秘密を保護しているものであるが、我国独自の装備品等についての秘密を保護するため、法を改正するという問題がある。

中表す用紙

経企圖第82号

昭和32年1月23日

内閣総理大臣
官房総務課長 殿

経済企画庁長官官房企画課長

第26国会提出予定法律案について

先に御照会のあつた標記の件、別紙のとおり
回答申し上げます。

経済安定本部

号ニハ 稗圖金孫
日モニ月ノ年ニモ味附

戸大野 弘 関 本
堀 勇 新 弘 本

長頼國金親官官長官國金高孫

了んつ家集出安千出挺会國のニ稗
しはうの 孫 眼 科の 孫 親 大 へ の 会 用 職 乃 夫
おたまに上 申 答 回

經
金
斤

長
頼
國
金
親
官
官
長
官
國
金
高
孫

経済企画庁（四件）

法律案等件名	要旨	議決の期限	審議の期限
(一) 国土調査法の の一部を改 正する法律 案	地籍調査に関する全国計画、都道府県計画及び毎年度の事業計画を策定し、これに基づき調査を実施することとし、これに要する経費負担の規定を明確にすること等により地籍調査の推進を図るため所要の規定の整備を行うとするものである。	一月二日 才一次審 議終了	未定
(二) 東北開発促進 法案	東北における資源の総合的開発及び産業立地の適正化を促進し、もつて国民経済の自立及び人口問題の解決に寄与することを目的とするものである。	未定	未定
(三) 北海道開発 公庫法の一 部を改正す る法律案	この法律の目的を北海道及び東北における産業の振興開発の促進に改め、これに伴い事業を営む地域の拡張等所要の規定の整備を行うとするものである。	未定	未定
(四) 経済企画庁 設置法の十 部を改正す る法律案	東北の開発促進に関する事務を専ら担当する経済企画庁に東北開発部を新設し、これに所屬するものとする。	未定	未定

裏面白紙

経企画第83号

昭和32年1月28日

総理府
総務課長 殿

経済企画庁長官官房企画課長
磯 野 太 郎

第26国会提出予定の法律案
件名の変更について

昭和32年1月23日附経企第82号をもつて回答申し上げた第26国会に提出予定の法律案件名のうち経済企画庁設置法の一部を改正する法律案は、都合により提出しないことになりましたから御連絡申し上げます。

経済安定本部

裏面白紙

32 総課第 / 2 号

昭和32年 / 月3 / 日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

科学技術庁長官官房総務課長



第26国会提出予定法律案について

さきに、提出した、第26国会提出予定法律案のうち下記のとおり変更したので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 新技術開発公団法案は削除する。
2. 科学技術情報センター法案は、日本科学技術情報センター法案とする。

事務用品 5号

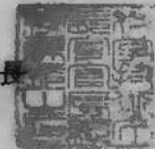
科学技術庁

裏面
白紙

32 総課第4号
昭和32年1月28日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

科学技術庁長官官房総務課長



第26 通常国会提出予定法案件名等の
照会について

昭和32年内閣閣令第1号をもつて照会のあつた
標記の件については、別添のとおり通知します。

事務用紙 5号

科学技術庁

裏
面
白
紙

第二十六通常国会提出予定法律案

科学技術庁

法律案等件名	要旨	法制局審議の有無	閣議提出予定月日
科学技術情報センター法案	内外の科学技術に関する情報を統一的に収集、分類、又は提供するににより、科学技術情報活動の振興をはかり、もつて我が国における科学技術レベルの向上に資するため、機関として科学技術情報センターを設立するものである。	審議中	未定
技術士法案	技術士の名称使用を一定の資格の下に制限し及び技術士の業務の適正化を図り、もつて我が国技術士の活動を強化し、科学技術の向上と産業の発展に資するものである。	審議中	未定
科学技術庁設置法一部改正法案	放射線障害等及び放射線による障害に因する総合的研究を行う機関として放射線障害総合研究所を科学技術庁の附属機関として設置せんとするものである。	無	未定
原子炉等の規制に関する法律案	原子炉及び燃料燃料に關し一貫的に規制することにより、これらの利用の効率化を図りあわせて、これに伴う災害又は放射線障害の防止を図るものである。	無	未定
放射線障害防止法案	放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質又は放射線発生装置に關する規制を行い、その他保安及び保健上の措置を講ずるものである。	無	未定
新技術開発公団法案	科学技術に關する試験研究の成果であつて、新技術に伴う技術的及び経済的不安のため民間において企業化されないものについて、最低企業規模における企業化をし、かつ、その新技術の企業への採用を促進するための機関として新技術開発公団を設立するものである。	無	予算がともなえば提出の予定 未定

第二十六回国会（常会）提出予定法律案

（三三・一・一七秘印）

法務省（十六件）

法律案等件名	要旨	の法制局審議	予閣定議提出
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案	滞納処分と強制執行等との競合を可能ならしめるため、これらの手続間に連絡措置を講じようとするもの。	了	一月下旬
海上物品運送特例法案	船荷証券統一条約を立法化しようとするもの。	未了	三月上旬
刑法等の一部を改正する法律案	暴力事犯の処理の適正を期するため、刑法等に所要の改正を加えようとするもの。	未了	未定
売春防止法の一部を改正する法律案	保安処分に関する規定を追加しようとするもの。	未了	未定

8	7	6	5
裁判所法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案	裁判所法等の一部を改正する法律施行法案	裁判所法等の一部を改正する法律案	公訴を提起しない処分について、した者に対する補償に関する法律案
裁判所法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の整理等を行おうとするもの。	裁判所法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新旧両法の適用に關して必要な経過措置等を定めようとするもの。	上告制度運用の現情にかんがみ、最高裁判所の機構を改革して最高裁判所に小法廷を設け、刑事の上告理由の範囲を拡張する等所要の改正をしようとするもの。	檢察官の不起訴処分を受けた者のうち、身柄を拘束された者について、一定の要件の下に國が補償をすることに關するもの。
未了	未了	了	未了
未了	未了	未	未
未定	未定	未定	未定

9	10	11	12	13
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
第一審の充実強化を図るため、職権特例判事補に高等裁判所の判事の職務を行わせることができるものとする等所要の改正を加えようとするもの。	最高裁判所の機構改革等に伴い、裁判所職員の定員を改正しようとするもの。	一般の政府職員の給与制度の改善等に伴い、裁判官の報酬等につき所要の改正を加えようとするもの。	一般の政府職員の給与制度の改善に伴い、検察官の俸給等につき所要の改正を加えようとするもの。	市町村の廃置分合に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等を変更しようとするもの。
未了未定	未了未定	未了未定	未了未定	未了未定

14	15	16
司法試験法の一部を改正する法律案	法務省設置法の一部を改正する法律案	法律扶助事業の助成に関する法律案
司法試験制度運用の実際にかんがみ、試験科目等を改正しようとするもの。	一外国人の出入国頻繁の個所に入国管理事務所、同出張所等を新設しようとするもの。 二連合軍接収刑務所の返還等に伴い、刑務所の新設、名称変更等を行おうとするもの。	貧困者に対する民間の法律扶助事業を助成しようとするもの。
未了未定	未了未定	未了未定

裏面白紙

総第九七号

昭和三十一年一月二十四日

外務大臣官房総務参事



内閣総理大臣官房総務課長 殿

「第二十六回通常国会に提出予定の外務省
関係法律案及び条約件名調」送付の件

一月八日付内閣閣甲第一号貴信をもつて、照会のあつた「第二十六回通常国会に提出予定の当省関係法律案及び条約件名調」別添のとおり八十五部送付する。

外務省

秘

第二十六回通常国会に提出予定の

外務省関係法律案及び条約件名調

- 一 法律案（七件）
- 二 条約（二十件）
- (1) 二国間条約（十件）
- (2) 多数国間条約（十件）

昭和三十三年一月二十八日
外務大臣官房総務参事官室

裏面白紙

裏面白紙

一、法律案（七件）

件名	要旨	法制局審査の有無	閣議決定の年月日
外務省設置法（昭和二十六年法律第三十三号）の一部を改正する法律案	欧米局を廃し、アメリカ局と欧亜局を設ける。	未了	未定
又 在外公館の名稱及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八五号）の一部を改正する法律案	左の在外公館を新設及び昇格するため、所要の改正を行う。 （イ）新設（九館） 在ナパール、在マレー、の二大使館、在アイスランド、在アイレ、在モロッコ、在イエーメン、在リビア、在チュニジアの六公使館、在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部の設置 （ロ）昇格（七館） 在ペルー、在ナリ、在ドミニカ、在ヴェネズエラ、在キューバ、在コロンビアの各公使館を大使館へ昇格。 在ヘルシンキ総領事館を廃し、在フィンランド公使館を設ける。	未了	未定

3	4	5	6
在外公館に勤務する外 務公務員の給与に關す る法律（昭和二十二年法律 第九三号）の一部を改正 する法律案	日本海外移住振興株式 会社法（昭和三十年法律第 一三九号）の一部を改正す る法律案	移住法案	移住者団体法案
在ソビエト連邦大使館、及び右の在外公館の各 款及び位置を定むる法律の一部改正に伴い新設な いし昇格される在外公館に勤務する外務公務員に 對して支給する任勤俸の支給額を定めるため所管 の改正を行う。	日本海外移住振興株式会社と輸出入銀行の業務と の關係を規制する。	海外移住の奨励及び移住者保護に關する基本的規 制を規定する。	移住者を取り扱う団体の組織、収賦、事業等を規 制する。
未了	未了	未了	未了
未定	未定	未定	未定

7	在外公館等出入金整理準備金公法(昭和二十四年法律第一二三号)の一項を改正する法律案	中絶人に対して本法律の適用をうける旨を制する。	未了	未定
---	---	-------------------------	----	----

(注) 右の七法案に關しては、まだ大蔵省、行政管理局等關係官庁との折衝を了していませんので、今後の交渉により法案の内容に変更の可能性がある外若干の法案は本国会への提出を見合わせることもある。

裏面白紙

二、条約（二十件）
（一）二国間条約（十件）

件名	要旨	裁別局審議 の有無	内閣提出 予定月日
1 日米間の原子力の非軍事 的利用に関する協力 協定の修正協定	濃縮ウランの購入、質・量の増大、プルトニウム 等の質・量・可能にし、免責条項を加入するた めの修正協定である。	未了	三月
2 ノールウェーとの通商航 空条約	西締約国の国区、産品及び船舶に対し、内国貨及び 最惠国待遇と一般的に許与する条約である。	未了	二月
3 イエーメンとの友好条 約	西国間の友好関係を促進するための基本的な一般的 規定と内容とする条約である。	未了	未定
4 所得に対する租税に關す る二重課税の回避及び 脱税の防止のための	所得税（法人税）の二重課税の回避及び、配 当、使用料、不動産所得等に対する課税の減免を 双務的に規定したものである。	完了	二月 大蔵省は国内 税法の特例措 置の整理の期

裏面白紙

7 エジプトとの文化協定	6 ドイツとの文化協定	5 日本国とスウェーデンとの間の条約
5 と同趣旨	5 と同趣旨	両国間の文化交流、学者、学生、圖書、映画等の交換を目的としたものである。
未了	未了	完了
二月	二月	二月 合もあり、ほかにふくむ時期を希望している。

五

8	9	10
航空業務に関する日本 国とスイス連邦との間 の協定	日本国とブラジル合衆 国との間の航空運送協 定	イランとの文化協定
西国間の民間航空業務の開設運営の条件等を定め るものである	前記のスイスとの協定と同趣旨の協定である	5と同趣旨
完 了	完 了	未 了
二 月	二 月	未 定

裏面白紙

(2) 多数国間条約 (十件)

件名	要旨	法制局整理票綴	国議決出年月日
1 北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約	北太平洋のおつとせいの資源を保存し、かつ利用するため、科学調査及び必要な規制を行わんとするものである。	完了	二月
2 国際原子力機関憲章	原子力の平和的利用を目的とし、加盟国に対する特殊核分裂性物質、設備、役務等による援助の実施を任務とする国際機関を設立するものである。	完了	二月
3 一九五三年十月一日にロンドンで署名のたの開放された国際砂糖協定の改正する議定書	旧条約における輸出基準トン数を増加し、価格及び輸出割当量の調整方法を定めるものである。	完了	三月
4 関税及び貿易に関する一般協定の前文並びに第二部及び第三部を改正する議定書	一般協定の前文を廃してこれを第一系とし、各種貿易制限に関する第二部の規定及び主として手続規定を掲げる第三部の規定を改正するものである。	完了	二月

裏面白紙

5	6	7	8
関税及び貿易に関する 一般協定の第一節並び に第二十九条及び第三 十条を改正する議定書	国際貿易機関に関する 協定及び関係文書（ガ ット改正文書）	国際冷凍協会に関する 条約（一九三七年五月 三十一日に修正され一九 百二十年六月二十一日の条 約に代る条約）	一九四十六年十二月二日 にワシントンで署名さ
前記のガット改正議定書により前文を第一条とし たことに伴い、現行第一条及び第二条とこれぞれ 第二条及び第三条に改め、さらに、第二十九条及 び第三十条の規定に主として字句修正等の技術的 修正を行うものである。	ガットの運用を主たる任務とする国際機関を設立 するためのものである。	冷凍に関する科学的技術調査研究の発展普及を目 的として設立された国際冷凍協会に関する旧条約 を最近の冷凍科学の発達に対処するために改正す るものである。	ヘリコプターを捕鯨船の定義に加え、及び国際捕 鯨委員会が捕鯨の監督方法についても附表修正を
未了	未了	完了	未了
二月	二月	三月	三月

10	9
国際すゝ協定	これに国際捕鯨取締条約の議定書 十八百二十四年八月二十五日にブラッセルに署名された船荷証券についての若干の規則を統一するための国際条約
すゝの船荷証券の価格の決定をばかためのものである。	行いようとするための条約の一端を改正するものである。 海上運送人の免責約款の禁止、受取船荷証券の取扱、船荷証券上の記載の証紙力等について規定している。
未了	未了
未定	三月

第二十六国会提出予定法律案等調（大蔵省）

法律案件 五五三件

件名	概要	法制局審議 予定月日	閣議附議 予定月日
大蔵省設置法の一部を改正する法律案	大蔵省の所掌事務について所要の改正をしようとするもの。	未定	未定
たばこ専売法の一部を改正する法律案	たばこ耕作許可の長期化、耕作面積及び収納価格等の決定に係る審議機関（耕作者代表を含む。）の設置並びに耕作団体の法人化等について規定しようとするもの。	未定	未定
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案	補助貨幣回収準備金制度を改正する外、会計制度について所要の改正をしようとするもの。	未定	未定
印刷局特別会計法の一部を改正する法律案	固定資産の処分益金等を積立金として一定限度保有することとする外、余裕金の資金運用部への預託制度を新設する等の改正をしようとするもの。	未定	未定
郵政事業特別会計法の一部を改正する法律案	事業の特殊性にかんがみ、経営の合理化、能率化のために事務の簡素化を図るため諸制度の改正をしようとするもの。	未定	未定
アルコール専売事業特別会計法等の一部を改正する法律案	一般会計に対する納付についての算定法を中心として経営の合理化、能率化のため事務の簡素化を図るために会計制度の改正をしようとするもの。	未定	未定
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案	特別会計の借入限度の規定について改正しようとするもの。	未定	未定
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案	民間林道の開設を都道府県から委託をうけて、特別会計において行うことができることとするため改正しようとするもの。	未定	未定
漁業再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案	給与保険の再保険事業の損失を補てんするため昭和三十一年度において一般会計から繰入をしようとするもの。	未定	未定
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からの繰入金に関する法律案（仮称）	昭和三十年度及び昭和三十一年度の歳入不足を補てんするため、昭和三十一年度において一般会計から繰入をしようとするもの。	未定	未定

昭和三十一年度予算の施行に伴う財政及び金融の調整に関する法律案 (仮称)	昭和三十一年度において生ずる歳入の自然増収の一部を産業投資特別会計に繰り入れること等により将来における財政投資の財源を補完し財政と金融の調整を図ろうとするもの。	一月下旬	二月上旬
昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案	(一) 国債の元金償還に充てるための一般会計からの国債整理基金特別会計に対する繰入を、前前年度の新規純剰余の二分の一相当額に止め、前年度首国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰入はこれを行わない。 (二) 国鉄及び電電公社が政府に対して有する法定債務の償還元利金を直接国債整理基金特別会計に繰り入れて、当該金額については一般会計から国債整理基金特別会計に繰入があつたものとみなす。 以上の措置について、昭和三十一年度においても引続き行おうとするもの。	未定	未定
日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限に関する法律の一部を改正する法律案	昭和二五、三〇、政府が国鉄に対して貸し付けた三〇五、三六三千万円の償還期限(昭三三、四三〇)を国鉄の財政事情にかんがみて更に延長しようとするもの。	未定	未定
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案	この法律の有効期限を更に一年延長する等の改正をしようとするもの。	未定	未定
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案 (仮称)	健康勘定の歳入不足を補てんするため、昭和三十年度以降七ヶ年度間、毎年度、一般会計から十億円を限度として、同勘定に繰り入れることができることとなつてゐるのを、昭和三十一年度においてはこの繰入れを行わないこととしようとするもの。	未定	未定
船員保険特別会計法の一部を改正する法律案 (仮称)	船員保険事業のうち、療養給付等に要する費用の財源の一部に充てるため、昭和三十年度以降六ヶ年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限度として、一は一般会計から船員保険特別会計に繰り入れることができるとなつてゐるのを、昭和三十一年度においてはこの繰入れを行わないこととしようとするもの。	未定	未定
国営土地改良事業特別会計法案(仮称)	国営かんがい排水事業並びに国営干拓事業及びこれらの災害復旧事業の経理を一般会計と区分して経理しようとするもの。	未定	未定

多目的ダム特別会計法案 (仮称)	多目的ダム整備特別措置法(仮称)に基 き国が直轄で施行する多目的ダム工事及 びその管理に關して、一般会計と区分し てその経理を明確にしようとするもの。	未定	未定
国有財産整理資金特別会 計法案(仮称)	官庁庁舎等の使用調整及び立体的集約的 によつて生じた不用の財産の処分による 収入に關して、一般会計と区分してその 経理を明確にしようとするもの。	未定	未定
國際機關に加盟する場合 の分担金債務の負担に關 する法律案(仮称)	國際機關への加盟が分担金の金額の未確 定な國の債務を負担することとなる場合 に、当該國際機關への加盟を可能ならし めようとするもの。	未定	未定
恩給に係る國の債権の管 理等の特例に關する法律 案(仮称)	恩給の誤払發生の防止、恩給返納金債権 の管理及び徴収に關する事務の取扱につ いて特例を設け、郵便局における恩給支 給の停止権を認めること等としようとし るもの。	未定	未定
特別職の職員の給与に關 する法律の一部を改正す る法律案	「一般職の職員の給与に關する法律」の 一部改正に伴い、改正しようとするもの。	未定	未定
国家公務員等退職手当暫 定措置法の一部を改正す る法律案	公社役員の適用除外、その他規定の整備 を図ろうとするもの。	未定	未定
国家公務員の旅費に關す る法律の一部を改正する 法律案	「一般職の職員の給与に關する法律」の 一部改正に伴い、改正しようとするもの。	未定	未定
昭和三十一年産米穀につ いての所得税の臨時特例 に關する法律案	昭和三十一年産米の予約売渡を奨励する ため、昨年と同様の方式により、売渡代 金の一部を非課税としようとするもの。	了	一八
地方交付税及び譲与税配 付金特別会計法の一部を 改正する法律案	地方交付税法の一部改正に伴い所要の改 正をするもの。	未定	未定

租税特別措置法の一部を改正する法律案	新築住宅の保存登記に係る登録税の特例期限が三十一年末でできたので、とりあえず適用期限を延長しようとするもの。	了	一、一八
所得税法の一部を改正する法律案	所得税の税率及び控除等について所要の改正をしようとするもの。	一、二〇	一月下旬
法人税法の一部を改正する法律案	重要財産の相続制度の合理化を図る等所要の改正を行おうとするもの。	一、二〇	一月下旬
租税特別措置法の全部を改正する法律案	租税上の特別措置を再検討し、規定の整備を図るとともに、その全文を書き改め平明なものとするもの。	一、二六	二月上旬
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案	中央会及び連合会に検査員制度を設ける等の改正をしようとするもの。	了	一月下旬
印紙税法の一部を改正する法律案	手形等に対する税率を調整する等の改正を行おうとするもの。	一、一八	一月下旬
揮発油税法の全部を改正する法律案	税率の引上げ、移出課税制度の採用等全文にわたり所要の改正を行おうとするもの。	一、一九	一月下旬
地方道路税法の全部を改正する法律案	税率の引上げ、移出課税制度の採用等全文にわたり所要の改正を行おうとするもの。	一、一九	一月下旬
骨牌税法の全部を改正する法律案	税率の改正、課税対象の範囲の拡張等を行うとともに、全文を改正し、平かな口語体にしようとするもの。	一、一九	一月下旬
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案	所得税及び法人税について、日本国とスウェーデンとの間において相互免除を行おうとする条約を実施するため、所得税法及び法人税法の特例その他必要な事項を定めようとするもの。	一、二六	二月上旬
関税法の一部を改正する法律案	内国貨物の保税地域への搬出入について所要の規制を加えることとする外、赃物犯の追徴規定等について所要の改正を行おうとするもの。	二月中旬	未定

関税定率法の一部を改正する法律案	関税の軽減又は免除の規定について所要の改正を行う外、場合により若干品目についての税率改正を図ろうとするもの。	一月下旬	未定
関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	昭和三十三年三月三十一日まで暫定的に関税を免除又は軽減している重要機械類等のうち、所要のものについてその減税の期限を延長する等の改正をしようとするもの。	二月初旬	未定
噸税法案	税率の引上げを行い、あわせて所要の規定の整備を行うため、全文改正を行おうとするもの。	一月下旬	未定
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	免税物品を合衆国軍人等から譲り受ける場合における納税義務者を明確にし、その他免税物品の譲受に伴う徴税の確保を図るため所要の改正を行おうとするもの。	二月中旬	未定
臨時通貨法の一部を改正する法律案	昭和三十三年から新たに百円銀貨幣を製造、発行することに伴い、現在の補助貨幣の種類の外に百円補助貨幣を加えようとするもの。	未定	未定
資金運用部預託金の利率の特例に関する法律を廃止する法律案	郵便貯金特別会計から資金運用部に預託されている資金については資金運用部資金法の規定の利率による利子を附する外、約定期間五年以上のものに対しては昭和二十七年以降以降当分の間、毎年度漸減する特別利率による利子を附してきたが、来年度以降この特例を廃止しようとするもの。	未定	未定
国有財産法の一部を改正する法律案	国有財産の範囲その他について所要の改正を加えらるるとともに、国有財産審議会を法制化しようとするもの。	未定	未定
国有財産特別措置法の一部を改正する法律案	物納財産の早急処理を図る等所要の改正をしようとするもの。	未定	未定
富士山頂の国有地の管理に関する法律案	富士山八合目以上の国有地は、国有存置し、国以外の者に譲渡しないこととするため所要の規定を設けようとするもの。	未定	未定

官庁庁舎等の活用の促進 に関する特別措置法案 (仮称)	官庁庁舎、敷地等の使用調整及び立体的集約化を行い、これによつて生じた不用の官庁庁舎等を、都市計画等を勘案して適切に処分してその代金を新庁舎の管轄費に充てようとするもの。	未定	未定
国民貯蓄組合法の一部を 改正する法律案	国民貯蓄組合のあつせんによる預金等について現行課税の特例措置を引き上げようとするもの。	未定	未定
日本輸出入銀行法の一部 を改正する法律案	最近における貿易金融の実情にかんがみ、業務範囲等について改正しようとするもの。	未定	未定
中小企業信用保険法及び 中小企業信用保険特別会 計法の一部を改正する法 律案(仮称)	中小企業に対する融資を円滑にするため信用保証協会に対する財政援助を中小企業信用保険特別会計を通じて行うため所要の改正を行うもの。	未定	未定
中小企業等協同組合の保 険事業に関する法律案	中小企業等協同組合の行つてゐる共済事業を保険事業として規制しようとするもの。 なお、中小企業組織法案(中小企業庁立案中)に織り込むか、単独の監督法として大蔵省において立案するか未定。	未定	未定
支払準備制度に関する法 律案(仮称)	銀行預金の一定割合の現金を中央銀行に預入させ、この割合を変更することによつて通貨量の調節を図ろうとするもの。	未定	未定
預金相互保障基金法案 (仮称)	経営困難に陥つた金融機関に再建資金を供給し、あわせて金融機関の支払不能によつて生ずる預金者の損失を一定限度まで保障するため基金を設定しようとするもの。	未定	未定
金融機関の経営保全等 のための特別措置に 関する法律案(仮称)	経営が困難に陥つたが、再建の見込のある金融機関について、その事業の維持再建を図るため、特別措置として第三者による経営管理を行うこと、並びに役員の変更、業務等の改善及び合併、営業譲渡に関する命令をなすこと等の制度を整備確立しようとするもの。	未定	未定

二 議決等案件 十四件

昭和三十一年度一般会計予算

昭和三十一年度特別会計予算

昭和三十一年度政府関係機関予算

昭和三十一年度一般会計予算貸使用総調書（その二）

昭和三十一年度特別会計予算貸使用総調書（その二）

昭和三十一年度特別会計予算総則第十条に基く使用総調書

昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書

昭和三十一年度一般会計予算貸使用総調書（その一）

昭和三十一年度特別会計予算貸使用総調書（その一）

昭和三十一年度一般会計予算債務負担行為総調書

昭和三十一年度一般会計予算債務負担行為総調書

昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置

について国会の承認を求めるの件（宮古、宮津、松山、佐伯の四

出張所を税関支署に昇格。）

（備考）

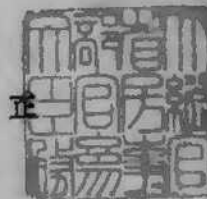
昭和三十一年度予算等により異動を生ずることがある。

文 部 省

国 総 第 2 号
昭和 32 年 1 月 21 日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

文部省大臣官房総務参事官
斎 藤



再開後の国会に提出予定の法律案
件名等について

昭和 32 年 1 月 8 日付内閣閣甲第 1 号をもって御照会のこ
の事について、別添のとおり回答します。

東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 4 番地
電話・電報掛(58) 170~179
421~429

本件についての照会・回答には必ず
主記番号・月日を付して下さい。

55

裏
面
白
紙

文 部 省 (七件)

法律案等件名	目	法制局等 議の有無	閣議提出 予定月日
一 就学困難な児童の ための教科用圖書 の給与に附する法 律の補助に關する法 律の一部を改正す る法律案	補助対象に中学校生徒の使用すべき教科用圖書 に係る経費を加えるよう措置する。	未 済	未 定
二 理科教育振興法の 一部を改正する法 律案	私立学校に係る理科教育のための設備その他に 關する必要経費について國庫補助の対象とする よう措置する。	未 済	未 定
三 国立学校設置法の 一部を改正する法 律案	東京水産大学および商船大学の位置および名称 の変更等	未 済	未 定
四 私立大学の研究費 の補助に關する法律 案	私立大学における學術の研究を促進するため に私立大学が行う研究に必要な設備の購入に要す る経費を國が補助するよう措置する。	未 済	未 定

五 私立学校教職員共 済組合法の一部を 改正する法律案	一 健康保険法および國家公務員法の改正に伴 い関係規定について所要の改正を行う。 二 組合の事務効率増進のための規定を整備す る。	未 済	未 定
六 学校給食法の一部 を改正する法律案	学校給食費に關する國の補助を公立の中学校の 設置者に対して行うよう措置する。	未 済	未 定
七 公立小学校不正常 授業解消促進臨時 措置法の一部を改 正する法律案	集團住宅の建設に伴い発生する公立小学校の不 正常授業を解消するために補助金算定の基礎と して、当該年度の五月一日現在の児童生徒数を とし、現行法のたてまえに對して、五月二日以 降の日に於ける計画児童数をとりうるよう措置す る。	未 済	未 定

第二十六回(常会)国会提出予定法律案件名

昭和二十二年一月二日
生

法律案件名	要旨	法制局 審査 意見	提出 予定 日
1 厚生省設置法の一部を改正する法律案	官房長を改置すること。	無	二月上旬
2 自然公園法案	(1) 総合的な自然公園体系を樹立すること。 (2) 自然公園を国立公園・国定公園及び都道府県立自然公園に分けること。 (3) 右の保護及び利用についての必要事項を規定すること。	無	二月中旬
3 原爆被爆者の医療等に関する法律案	広島・長崎の原爆被爆者に対して必要に健康管理及び医療を行うこと。	無	二月上旬
4 公衆衛生修学資金貸与法案	将来保健所に勤務しようとする者等に対して学資を貸し付け、保健所等の医師の充足を図ること。	無	二月上旬
5 結核予防法の一部を改正する法律案	健康診断、予防接種の受診者から実費		

改正する法律案	の徴集を行わず、全額実施者交付とする	無	一月下旬
6 旅館業法の一部を改正する法律案	(1) 旅館施設の構造設備基準を厚生省令で規定するようになすこと。 (2) 営業許可の場合に人的要件についても考慮することができるとすること。 (3) 風俗営業との兼業は、特に定めるもののほか、これを禁止すること。	無	二月下旬
7 清掃法の一部を改正する法律案	(1) 季節的清掃地域の設定を都道府県知事が行うことに改めるとともに、季節的清掃地域の整備を図る規定を設けること。 (2) レ尿清化装置等の設置を許可制度に改めること。 (3) レ尿じん外混合同度堆肥施設、共同浄化装置等に關する規定を設けること。 (4) その他必要な法律の整備を行うこと。	無	二月中旬

水道法案	飲料水を供給する水道の布設及び管理を適正にするため、水道事業の保護育成をはかるため、現行水道条例に代る法律を制定すること。	無	二月中旬
児童福祉法の一部を改正する法律案	(1) 児童福祉施設に於ては精神薄弱児童の施設を加えること。 (2) 児童福祉司の設置基準を設けること。	無	二月上旬
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案	都道府県に於ける国立貸付率を引き上げること。	無	二月上旬
国立精神薄弱児施設の設置法案	(1) 重症又は盲聾レクボ等の二重障害の精神薄弱児を收容することを目的とする国立精神薄弱児施設の設置、組織等について規定すること。 (2) 児童福祉法第三十一条に規定する児童福祉施設の在所期間の延長期限の特例を設けること。	無	二月上旬
国立ろうあ者等更生	国立ろうあ者等更生指導所の設置、組		

指導所設置法案	職入所対象者、業務等について規定すること。	無	一月下旬
国民健康保険法案	国民健康保険を全市町村に普及し、保険給付の内容等につき所要の整備を行うため、新法を制定すること。	無	三月上旬
船員保険法の一部を改正する法律案	外傷性せき随障害患者の保護措置を行うこと。	無	三月上旬
医療法の一部を改正する法律案	(1) 医療法人を第一種と第二種に分けること。 (2) 第一種の法人については新たな規制を加え、第二種の法人については概ね現行法と同様にすること。	無	二月下旬
薬事法案	医薬品、用具、化粧品のほかは医薬部外品制度を設ける等、他の全面的に法制を整備するため、新法を制定すること。	無	二月下旬
在外財産の補償に関する法律案(件名未定)	在外財産の補償に關し、必要な措置を講ずること。	無	二月下旬

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について
農林省（十案件）

法律案件名	要旨	法制局審議の有無	閣議提出予定月日
(1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案	利子補給及び損失補償の契約方式を整備するとともに、年三分五厘の低利経営資金につき、その適用の基準及び国と都道府県の利子補給費の負担割合を合理化する。	目下審議中	一月二十五日
(2) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	農林漁業金融公庫の昭和三十二年度貸付計画の実施に必要な政府出資の増額を行う。	有	未定
(3) 農業災害補償法の一部を改正する法律案	災害補償方式として一筆石建を採用し、料率の個別化を行う等により農業災害補償の合理化を図るとともに、農	無	未定

(4) 輸出品取締法の一部を改正する法律案 ※	業共済同法に対する監督規定を整備する。又一定条件の下において市町村が共済事業を行いうるものとする。 輸出品についての国営検査等第三者検査機関による強制検査を強化する。	目下審議中	未定
(5) 国営土地改良事業特別会計法案 ※	国営のかんがい排水事業及び干拓建設事業（災害復旧事業を含む。）を一般会計と区分して経理するた特別会計を設置する。	無	一月二十九日
(6) 土地改良法の一部を改正する法律案	土地改良事業のより適切かつ効率的な施行を図るため、土地改良区設立手続、事業開始手続等に所要の改正を行う。	無	二月十三日

(7) 開拓官農振興臨時措置法案	經營振興計画を樹立して自主的に開拓官農を振興しようとする開拓農協に對し、國及び都道府県が助成の措置を講じて開拓農協の健全な發展と開拓者の經營の確立を図る。	無 二月二十五日 未定
(8) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案	保証量の増大に伴い、中央開拓融資保証協会の信用力を強化するため、同会に對する政府出資を増額する。	有 一月二十日
(9) 蚕糸業法の全部を改正する法律案	蚕糸業の振興と經營の合理化を図るため、蚕糸業法を全部改正して蚕糸振興審議會の設置、繭取引の調整、蚕業指導所の設置等につき規定し、あわせて、現行蚕糸業法の諸規定につき所要の整備を加える。	有 未定
(10) 生糸製造設備臨時措置法案	生糸製造設備と産繭額の不均衡を是正するため、生糸製造業者に對し過剰設備の処理につき共同行為を行うべきことを指示することができるとし、調整組合にその処理を実施させる等の措置を講ずる。	有 二月八日
(11) 昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案	昭和三十一年産米穀について、生産者からの事前充渡申込による集荷を促進するため、昭和三十一年分の所得税につき、一定限度の非課税措置を講ずる。	有 一月十八日
(12) 森林法の一部を改正する法律案	造林指定及び広葉樹の伐採規制の緩和並びに都道府県知事による市町村有林經營制度の創設等森林計画制度につき所要の改正を行うとともに、林業普及指導制度につき、普及員等の事務分	無 未定

(9) 野生鳥獣の保護及び捕獲の制限に關する法律案	担、任用資格等の改正を行う。 現行狩猟法を全文改正し、狩猟者試験制度の創設、猟区管理の適正化、空氣銃の制限を行うほか、野生鳥獣保護審議會を設ける。
(10) 農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案	財務内容の悪化している農業協同組合及び森林組合の再建整備を図るため、これらについても農業協同組合整備特別措置法を適用することとする。
(11) 農林省設置法の一部を改正する法律案	本省の附屬機關として、農機具検査所及び農業土木実験研修所を設置するとともに、種畜牧場において家畜の飼養、草地の改良等に関する試験をあわせ行うことができることとする。

備考 ※は他省主管

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について
農林省（十件）

法律案件名	要旨	法制局審議の有無	閣議提出予定月日
(1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案	利子補給及び損失補償の契約方式を整備するとともに、年三分五厘の低利経営資金につき、その適用の基準及び国と都道府県の利子補給費の負担割合を合理化する。	目下審議中	一月二十五日
(2) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	農林漁業金融公庫の昭和三十一年度貸付計画の実施に必要な政府出資の増額を行う。	有	未定
(3) 農業災害補償法の一部を改正する法律案	災害補償方式として一筆石建を採用し、料率の個別化を行う等により農業災害補償の合理化を図るとともに、農	無	未定

(4) 輸出品取締法の一部を改正する法律案 ※	業共済団体に対する監督規定を整備する。又一定条件の下において市町村が共済事業を行いうるものとする。 輸出品についての国営検査等第三者検査機関による強制検査を強化する。	目下審議中 無	未定
(5) 国営土地改良事業特別会計法案 ※	国営のかんがい排水事業及び干拓建設事業（災害復旧事業を含む。）を一般会計と区分して経理するため特別会計を設置する。	無	一月二十九日
(6) 土地改良法の一部を改正する法律案	土地改良事業のより適切かつ効率的な施行を図るため、土地改良区設立手続、事業開始手続等に所要の改正を行う。	無	二月十二日

(7) 開拓管農振興臨時措置法案	経営振興計画を樹立して自主的に開拓管農を振興しようとする開拓農協に對し、国及び都道府県が助成の措置を講じて開拓農協の健全な發展と開拓者の経営の確立を図る。	無	未 一月十五日 定
(8) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案	保証量の増大に伴い、中央開拓融資保証協会の信用力を強化するため、同会に對する政府出資を増額する。	〃	一月二十九日
(9) 蚕糸業法の全部を改正する法律案	蚕糸業の振興と経営の合理化を図るため、蚕糸業法を全部改正して蚕糸振興審議会の設置、繭取引の調整、蚕業指導所の設置等につき規定し、あわせて、現行蚕糸業法の諸規定につき所要の整備を加える。	〃	未 〃 定
(10) 生糸製造設備臨時措置法案	生糸製造設備と産繭額の不均衡を是	〃	〃
時措置法案	正するため、生糸製造業者に對し過剰設備の処理につき共同行為を行うべきことを指示することができるとし、調整組合にその処理を実施させる等の措置を講ずる。	〃	二月八日
昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案 ※	昭和三十一年産米穀について、生産者からの事前売渡申込による集荷を促進するため、昭和三十一年分の所得税につき、一定限度の非課税措置を講ずる。	有	一月十八日
(12) 森林法の一部を改正する法律案	造林指定及び広葉樹の伐採規制の緩和並びに都道府県知事による市町村有林経営制度の創設等森林計画制度につき所要の改正を行うとともに、林業普及指導制度につき、普及員等の事務分	無	未 〃 定

(三) 野生鳥獣の保護及び捕獲の制限に関する法律案	担、任用資格等の改正を行う。 現行狩猟法を全文改正し、狩猟者試験制度の創設、猟区管理の適正化、空銃の制限を行うほか、野生鳥獣保護審議会を設ける。
(四) 農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案	財務内容の悪化している漁業協同組合及び森林組合の再建整備を図るため、これらについても農業協同組合整備特別措置法を適用することとする。
(五) 農林省設置法の一部を改正する法律案	本省の附属機関として、農機具検査所及び農業土木実験研修所を設置するとともに、種畜牧場において家畜の飼養、草地の改良等に関する試験をあわせ行うことができることとする。
	"
	"

備考 ※は他省主管

32文第 / 号

昭和32年 / 月25日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

農林大臣官房文書課長



再開後の第26国会に提出予定の法律案件名等について

昭和32年 / 月8日付内閣閣甲第 / 号をもつて
御照会のこの件について、別紙のとおり回報する
なお、予審等の理由により今後若干の変動がある
ことも予想されるので念のため申し添える。

裏面白紙

通商産業省（二〇件）

法律案等件名	要旨	法制局審議の有無	閣議提出予定月日
1 輸出保険法の一部を改正する法律案	担保の現行の海外投資保険制度を改善し、大規模な海外投資に資するものとする。送金率の引上げ等による所得の配分を本邦に利益を送金する者が増えることによる海外投資の促進と輸送金の振興を図る。送金率の引上げ等による所得の配分を本邦に利益を送金する者が増えることによる海外投資の促進と輸送金の振興を図る。	未定	未定
2 輸出品取締法案	わが国輸出品の等級表示制度を維持向上するため、原則として輸出検査に協力するものとする。第三度指定品検査に協力するものとする。	審議中	未定
3 輸出入取引法の一部を改正する法律案	貿易商社の過剰競争を防止するため、輸出組合の機能強化、所定の改正を加えようとするものである。	未定	未定
4 自転車競技法の一部を改正する法律案	自転車の競技法等の臨時特例に関する法律の失効に伴い、自転車の競技法等を改正し、上金の競輪の一部を日本自転車振興会（仮称）とする。	未定	未定

裏面白紙

5 の小型自動車を改正する法律案	6 臨時特例に關する法律案	7 鐵鋼需給安定法案	8 電子工業振興臨時措置法案	9 防衛生産設備臨時措置法案
業に納入せしめ、それを財源として、機械工 業の設備の近代化を促進するものである。	前記自動車競技法の改正の場合同様に、 所期の趣旨に準じて、小型自動車の競争に ける趣旨を加えようとするものである。	本年三月末をもつて失効する予定の本 を、前記二法案の施行体制のうま で、当分の間延長するものである。	鐵鋼業の基礎産業として、輸出の増進と の重要なる共同行為として、鉄鋼の生産 の安定を図るとともに、特に必要がある ときは需給調整の業務を行わせる。	電子工業の近代化について、振興計画を策定し、 設備の近代化と技術向上の目標を設け、 および所要検査設備の設置義務を課して 生産技術の向上に資する。
未定	未定	未定	未定	審議中
未定	未定	未定	未定	未定

13 正 飲業法の一部を改 正する法律案	12 電 気事業法案	11 化 学工業振興法案	10 正 計量法の一部を改 正する法律案
法の制定に際し、可成り天然ガス、石油、石炭、電気、熱力、水力、風力、太陽光、地熱、原子力、宇宙利用、海洋利用、気象利用、環境利用、資源利用、情報利用、交通利用、通信利用、医療利用、教育利用、文化利用、スポーツ利用、観光利用、農業利用、工業利用、商業利用、サービス利用、その他利用、等、の改正を行	法の制定に際し、可成り天然ガス、石油、石炭、電気、熱力、水力、風力、太陽光、地熱、原子力、宇宙利用、海洋利用、気象利用、環境利用、資源利用、情報利用、交通利用、通信利用、医療利用、教育利用、文化利用、スポーツ利用、観光利用、農業利用、工業利用、商業利用、サービス利用、その他利用、等、の改正を行	法の制定に際し、可成り天然ガス、石油、石炭、電気、熱力、水力、風力、太陽光、地熱、原子力、宇宙利用、海洋利用、気象利用、環境利用、資源利用、情報利用、交通利用、通信利用、医療利用、教育利用、文化利用、スポーツ利用、観光利用、農業利用、工業利用、商業利用、サービス利用、その他利用、等、の改正を行	法の制定に際し、可成り天然ガス、石油、石炭、電気、熱力、水力、風力、太陽光、地熱、原子力、宇宙利用、海洋利用、気象利用、環境利用、資源利用、情報利用、交通利用、通信利用、医療利用、教育利用、文化利用、スポーツ利用、観光利用、農業利用、工業利用、商業利用、サービス利用、その他利用、等、の改正を行
未 定	審 議 中	未 定	未 定
未 定	未 定	未 定	未 定

裏面白紙

14
特別釐害復旧臨時
措置法の一部を改正
する法律案

15 案 中小企業等組織法

76 中小企業振興助成法案

三十一年度に完了する予定であつた特別鉱膏の復旧工事が完了せず三十二年のうちに残工事を実施する必要があるもので昭和三十二年五月十一日に失効することになつてゐる本法を一年間延長するために必要な改正を行う。

中小企業の組織を強化するため、中小企業等協同組合と中小企業安定法を統合し、協同組合と調整組合の機能を併せ持つ組織をつくり得ることとする等所要の改正を加えようとするものである。

中小企業の経営、技術の合理化を促進する
ため、企業診断員、指導員及び事務大
小企業の規定を盡くとし、整理に關し、主務大臣が勧告しうることとするものである。

完
了

未定

未定

未定

米
室

未定

- 4 -

裏面白紙

17 法中小企業信用保険 の一部を改正する 法律案	18 特中小企業信用保険 の特別会計法の一部を 改正する法律案	19 法商工組合中央金庫 の一部を改正する 法律案	20 小売商振興法案
伴中小企業信用保険特別会計法の改正に 要するものは、その規定等を追加する必 要があるためである。	信用保証協会の振興育成を図るため新 に基金を増額し、振興育成会に對して、 低利の預託を行う必要上、本法の一部 を改正しようとするものである。	商工中金への政府出資額を増加するた め、所要の改正を加えようとするものであ る。	流通小売商に正常な事業活動の機会を与え るため、小売商の振興を図ることを目的と する。
未定	未定	未定	未定
未定	未定	未定	未定

裏面白紙

運輸省（十五件）

再開後の第二十六回通常国会提出予定法律案件名表

法律案件名	要旨	法制局 審議	閣議提出 予定月日
○小型船海運組合法案	小型船海運業について、適切な調整措置を講ずること等により、小型船海運業を営む者の経済的地位の向上を図ることを目的とする小型船海運組合を結成できるようにする。	無	二月下旬
○モーターボート競走法の一部を改正する法律案	モーターボート競走の事故防止対策の確立等の措置を講ずるとともに、施行者、競走会等に対する運輸大臣の監督を強化して競走の公正な運営を促進する。	無	二月下旬
○機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案	本法において通産大臣が行う機械工業の振興措置のうち、船舶用品及び陸運機器に関するものについては、運輸大臣が行い得るようにする。	無	二月下旬
○輸出船舶の検査法案	輸出の目的で建造される船舶の建造等につき、規制を行うことにより、我國の造船事業についての国際的信用を高め、もつて我國の船舶の輸出振興を図る。	無	未定
○船舶職員法案	船舶職員の資格及び定員の改正、免許の更新制度に代る検認制度の新設等現行船舶職員法の全部を改正する。	無	二月上旬
○港湾法の一部を改正する法律案	国と港湾管理者との事業費の負担率の特例を設ける。 鉄道と道路の交差方式は立体交差を原則とし、交差施設の新改築、維持、管理等の費用について鉄	無	未定

○鉄道と道路との交差に 関する法律案	道事業者及び道路管理者の分担区分を法定し、踏 切道について保安設備の基準を法定し、鉄道事業 者及び道路管理者に維持管理を義務づける。	無	未 定
○踏切道整備促進法案	既存踏切道について、その保安設備を法定基準に 達せさせるため、鉄道事業者及び道路管理者をし て計画を立て、一定期間内に整備改善させ、この 場合費用の一部を国が補助する。	無	未 定
○公共企業体職員等共済 組合法の一部を改正す る法律案	健康保険法の改正に伴い、医療機関等の規定につ いて所要の改正をするとともに、療養の給付につ いての組合員の一部負担制度を改め、併せて恩給 の選択権に関する規定を追加する。	有	一 月 下 旬
○国有鉄道運賃法の一部 を改正する法律案	国有鉄道の運賃及び料金の改訂に伴い、所要の改 正をする。	無	未 定
○通運事業法の一部を改 正する法律案	法施行後の実情にかんがみ、通運事業経営のより 一層の健全化、通運取引の円滑化、通運秩序の確 立等について所要の改正をする。	無	未 定
○自動車ターミナル等整 備法案	自動車ターミナル及び自動車パーキングの整備を 図るため、右の事業の適切な監理及び助成をする ことにより、都市における自動車運輸の秩序ある 発展と都市を中心とする円滑な自動車輸送の確保 を図る。	無	未 定
○高速自動車道法案	国土開発縦貫自動車道を根幹とする高速自動車道 網の整備を図るため、路線の指定、整備計画その 他これの管理及び監督に関する事項を定め、陸上 交通、産業経済の発展を図る。	無	未 定
○航空法の一部を改正す る法律案	飛行場についての管理の方法の明確化を図るほか、 航空運送事業の秩序維持のため所要の改正をする。	無	未 定

○捕獲審検所の検定の再
審査に関する法律の一
部を改正する法律案

存続期間を一年延長する。

有

一月下旬

裏面白紙

郵文第二六号

回答

昭和三十一年一月二十八日

郵政省

郵政大臣官房文書課長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について

右につきましては、さしむき別紙のとおりでありますから
御了知願います。

なお、このほかに提出未確定のものもありますが、確定次第
追報いたしますから、よろしくお取り計らいを願います。

郵政省（二件）

法律案等件名	要旨	法制局審議	閣議提出 予定月日
公衆電気通信法の一部を改正する法律案	共同電話又は加入電話に接続する付属機器等の自営を、郵政大臣の認可によつて認めめるための改正である。	未済	未定
有線放送設備を利用する電話に関する法律案	有線放送設備に簡易な通話装置を付置した有線電気通信設備による有線放送及び普通話の事業を、加入電話の普及困難と認められる地域に限り、地方公共団体又は公共的団体に許可制によつて認めることとし、所要の規整を行うものである。	未済	未定

総収第一〇号

昭和三十三年一月二十五日

労働大臣官房総務課長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について
昭和三十三年一月八日内閣閣甲第一号をもつて照会のあつた標記
については、目下のところ左記のとおりである。

記

労働省（四件）

法律案等件名	要旨	法制局審議の有無	閣議提出予定月日	備考
労働省設置法の一部を改正する法律案	大臣官房にその事務を掌理させるため官房長を置く。	未	二月初旬	予算に関係あり
労働保険施設の運営機構の整備に関する法律案	労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の運営機構の整備充実を図り、もつて右施設の効率的運用を確保することを内容とする。	未	二月中旬	
失業保険法の一部を改正する法律案	1. 日雇失業保険の保険給付を改善すること及びこれに伴い、その保険料額を引き上げること。 2. 日雇失業保険の適用区域を整備すること。 3. 保険料その他徴収金等について徴収猶予の措置を認めること。 4. 失業保険金の自動的変更の規定に	未	二月初旬	予算に関係あり

雇用審議会設置法案

つき不合理の点を
是正すること。

完全雇用の達成を目
標とする適正な雇用
政策の樹立に資する
ため、総理府に附属
機関として、雇用審
議会を置く。

未

未

総理府と共管

なお、当省関係の動告で外務省から提出されるものは、次のとおりである。

- 一、農業における職業訓練に関する動告
- 二、労働者の福祉施設に関する動告

裏面白紙

建 設 省
事務発第二号

昭和三十一年一月二十五日

建設大臣官房文書課長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等照会につ
いて

昭和三十一年一月八日付内閣閣甲第一号で照会のおつた標記に
ついて、別紙のとおり送付するから、よろしくお取り計らい願
いたい。

第二十六回国会提出予定法律案概要

(昭和三二、一、二五)

建設省(二十件)

法律案件名	要旨	法制局審査の有無	閣議提出予定月日
建設省設置法の一部を改正する法律案	建設省の附属機関として建設研究所及び河川審議会を設置する等所管行政に係る事務の能率的処理を図るための所要の機構を整備する等所要の改正を行おうとするものである。	無	未定
建設業法の一部を改正する法律案	建設業者の登録要件、登録手続等について所要の改正を行おうとするものである。	無	未定
東北興業株式会社法の一部を改正する法律案	会社名の変更、会社の行う業務の拡充、東北開発審議会の設置等に關して所要の改正を行おうとするものである。	無	未定

都市計画法の一部を改正する法律案	都市計画行政の合理的かつ能率的な処理を図るため、都市計画区域の決定を都道府県知事の事務とし、都市計画決定を特定の重要基本計画を除き都道府県知事の事務とし、都市計画事業の執行者を原則として地方公共団体とする等所要の改正を行おうとするものである。	無	未定
駐車場法案	近時における自動車交通量の激増に対処し、都市における交通の円滑化を図るため、市街地内の一定の区域における自動車の駐車を規制すること、駐車場の建設を促進する必要があるため、駐車規制地区、路上駐車場の設置、路外駐車場の建設その他、駐車に關し必要な事項を定めようとするものである。	無	未定
下水道法案	下水道の普及促進を図るため、現行下水道法の全部を	無	未定

改正して、下水道の設置及び管理等について所要の規定を整備しようとするものである。			
日本住宅公団法の 一部を改正する法 律案	日本住宅公団の業務を拡充して、埋立等により宅地及び工業用地の開発を行うとともに新市街地の造成に必要な水道の布設その他の諸事業を行うことのできるよう所要の改正を行おうとするものである。	無	未定
多目的ダム整備特別措置法案	多目的ダムの建設及び管理に関し特別の措置を定め、もつて洪水調節及び関連事業の効果をすみやかに發揮させる措置を講じようとするものである。	無	未定
水防法の一部を改正する法律案	国は、都道府県が水防管理団体に對して補助する金額のうち水防に必要な器具、資材及び設備の整備に係る金額の	無	未定

河川法の一部を改正する法律案	額の一部を当該都道府県に對して補助することができ、るものとし、並びに水防団長、水防団員及び水防活動に協力した者に対する損害の補償を実施するためこれらの者が消防団員等公務災害補償責任共済基金法に基く基金との間に公務災害補償責任共済契約を締結するものとする等所要の改正を行おうとするものである。 都道府県知事が一定の水利用の許可をする場合に建設大臣の認可を要するものとし、建設大臣が認可をする場合においては関係行政機関の長に協議するものとし、流水の清潔保全の措置を講じ、都道府県知事が建設大臣の命じた取極の行状をしない場合には建設大臣が自らその取極を行うことのできるものとする等所要の改正を行おうとするものである。	無	未定
----------------	---	---	----

道路法の一部を改正する法律案	道路の種類に高速度自動車国道を加え、及び自動車以外の方法による道路の通行の禁止又は制限、道路の占用等について必要な事項を定めようとするものである。	無	未定
高速度自動車国道法案	高速度自動車国道の路線の指定、管理、その他必要な事項について定めようとするものである。	無	二月上旬
道路整備特別措置法の一部を改正する法律案	有料道路の経営を総合的に行うため、日本道路公団が徴収する料金について所要の改正を行おうとするものである。	無	未定
日本道路公団法の一部を改正する法律案	日本道路公団の行う自動車駐車場の建設及び管理に對する国の補助について必要な事項を定めるとともに、附帯事業として給油所、自動車修理場その他必要な施設	無	未定

五

道路整備の促進に關する法律案	道路の整備を促進するため、現行の道路整備費の財源等に關する臨時措置法を廃止し、新道路整備計画の決定、当該計画の実施に必要な財源等について必要な事項を定めようとするものである。	無	未定
鉄道と道路との交差に關する法律案	鉄道と道路との交差の方式、構造、費用負担、管理その他必要な事項について定めようとするものである。	無	未定
住宅金融公庫法の	火災及び地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天	無	未定

六

一部を改正する法律案	然現象により住定が滅失し、又は損傷した場合における住宅復興の促進を図るため、住宅の建設又は補修に必要な資金を住宅金融公庫が融資できるようにする等、所要の改正を行おうとするものである。		
日本住宅公団の住宅団地における施設管理事業に関する法律案	日本住宅公団が建設する住宅の団地における施設等の管理及び運営を適正かつ能率に行わせるため、特殊会社を設立し、その業務運営等について定めようとするものである。	無	未定
中高層耐火建築物資金融通法案	市街地における宅地の高度利用及び建築物の不燃化並びに住宅の確保を図るため、中高層耐火建築物の建設を促進し、及び宅地の高度利用を図る必要がある地域	無	未定

建築基準法の一部を改正する法律案	防火構造と耐火構造の中間的構造として不燃構造を加え、道路に関する規定を整備し、及び公害防止等のための用途地域内の建築制限、建築物の容積制限、建築関係の手続の簡素化、手数料等について所要の改正を行おうとするものである。	無	未定
	内において、相当の住宅部を有する中高層耐火建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の一部を住宅金融公庫を通じて融通する制度を設けようとするものである。		

閣下第一 号 昭和三十二年一月十九日 施行 昭和 年 月 日

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣府事務官

内閣府事務官



第三十六回国会提出予送法律案等調 (昭和三十一年一月十九日現在)

省名	提出案件数	省名	提出案件数	計	提出案件数
総務府	四	農林省	八		二二
法務省	一六	海商産業省	六		一三
外務省	七	運輸省	五		二一
大蔵省	五	郵政省	一		四
文部省	一	建設省	八		
厚生省	八				

(総府)

部局名	件数	部局名	件数	部局名	件数	部局名	件数
審議室	四	國家消防本部	三	自治庁	一	警察庁	二
公務員制度調査室	一	省警備隊	二	防衛庁	四	警察技術庁	四
賞勲部	二	調停庁	四	経済企画庁	五	計	二
南方連絡事務局	二	北海道庁	一	行政管理局	一	建設省	四

(備考)

- 一、本調は、予算制決定の^{上は件数に}増減がある予定である。
- 二、予算確定後提出予定法律を確定する^{（確定）}後、日調査^{（調査）}あることとなる。
- 三、調査結果を基に、必要に応じて調査し、その件数及び重要事項を調査し、調査結果を調査する。

裏面白紙

録審才十二号

昭和三十一年一月十七日

内閣総理大臣官房審議室長

内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等照会について（回答）
当室の提出予定の法律案は別紙のとおりであります。

総
理
府

(別紙) 内閣総理大臣官房審議室(四件)

法律案等件名	要旨	法制局審議の有無	閣議決定の有無
一、雇用審議会設置法案	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に依りて完全雇用の達成を目標として、雇用の安定を促進するに め、施策に關する重要事項を調査 審議するため、現行の失業対策審 議会を改組拡充して、総理府の附 属機関として設置する。	未 済	未 定
二、青少年問題協議 会設置法案	中央青少年問題協議会に事務局を 設置するため設置法の一部を改正 する。	未 済	未 定
三、臨時教育制度 審議会設置法案	内閣総理大臣の諮問に依りて現行教 育制度を檢討するとともに、教育 制度等に關する緊急な重要政策を 総合的に調査審議する。	未 済	未 定
四、観光事業振興	観光事業の振興をはかるため観光 行政委員会を設置し、総合的に企	未 済	未 定

基本法案(仮称)

圖調整にあたらせるものとする。

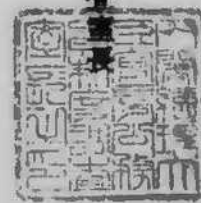
備考 総理府の附属機関(法才十五条才一項)として設置されている「在外財産問題
審議会」は在外財産關係法案(別途厚生省より提出予定)の制定の際同法案の附
則で廃止する予定である。

裏面白紙

總公第二号

昭和三十一年一月十七日

内閣總理大臣官房公務員制度調査室長



内閣總理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について
御照会の標記について別紙のとおり回答いたします。

総
理
府

裏面白紙

総理府（公務員制度調査室）（一件）

法律案件名等	要旨	法制局審議の有無	閣議提出予定月日
一般職の職員の給与に 関する法律の一部を改 正する法律	人事院勧告の趣旨を尊重して、俸 給表の改訂等を行う。	無	二月十二日

裏面白紙

勅発第五号

昭和三十一年一月十七日

内閣総理大臣官房賞勲部長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について（回答）
内閣閣甲第一号をもつて御照会の標記、別紙のとおり回答いたします。

総
理
府

裏面白紙

(別紙)

内閣総理大臣官房賞勲部(二件)

法律案等件名	要旨	栄典法案	総埋附設置法の一部を改正する法律案
現行の栄典制度を整備するため、法律をもつて栄典制度の基本的事項を定める。	栄典制度整備の一環として、官房の一部である賞勲部を一局とする。	未了	未了
法制局審議 の有無	閣議提出 予定月日	未定	未定

裏面白紙

総南連第四一号

昭和三十三年一月十七日

南方連絡事務局長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等照会について
一月八日付内閣閣甲第一号で御照会の標記について、別紙のとおり
回答いたします。

添付回答書 八十五部

総理府

総理府南方連絡事務局（二件）

法律案等件名	要旨	法制局審議の有無	閣議提議の出
総理府設置法の一部を改正する法律	現在総理府本府の附屬機関である南方連絡事務局の機構を拡充、整備し、総理府の外局又は内局とし、その組織及び所掌事務等を定めるものである。	無	二月
元沖縄県県吏員の恩給等に関する特別措置法	元沖縄県県吏員の恩給を現在の南方連絡事務局局長又は右庁の長官が裁定し、国庫がこれを負担し、支給するものとし、その内容及び手続等を定めるものである。	無	二月

国清総発第六号

昭和三十三年一月十七日

国家消防本部総務課長

内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等照会について（回答）

一月八日内閣閣甲第一号をもつて御照会の右の件については別紙のとおりであります。



国家消防本部

(別紙)

国家消防本部

法律案等件名	要旨	法制局 有無	閣議 提出 予定 月日
消防組織法の一部を改正する法律案	消防法の改正に伴う関係規定の改正その他規定の整備をはかるものである。	無	未定
消防法の一部を改正する法律案	主として危険物取締関係の規定の改正をはかるものである。	無	未定

備考

消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正により水防団員についても基金法の適用を受けるように改正の予定であるが形式として基金法の一部を改正する法律案とするか水防法の一部を改正する法律案とするかはまだ決定していない。

首圖才二五九号

昭和三十三年一月十八日

首都圏整備委員会事務局

庶務課



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について(回答)

昭和三十三年一月八日付内閣閣甲才一号をもって照会のあつた右のことについては別紙のとおり提出しますのでよろしくお取計らい願います。

総理府

(別紙)

首都圏整備委員会(三件)

法律案等件名	要旨	法制局 審議 の旨 可否 理由
市街地開発区域の整備に関する法律	市街地開発区域における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に關し必要な事項を定める	無 承 定
工業専制区域に関する法律	既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止するために大規模な工場その他人口の増大を招く原因となる施設の建設又は増設を制限する工業専制区域を指定し必要な制限を行うことが必要であること、指定及び制限の内容を定める	無 承 定

裏面白紙

調達
二
件
四
件

総
理
府

日本標準規格 B 5 (十四行罫)

(東文社納)

裏面白紙

北開庶発第六号

昭和三十一年一月十六日

北海道開発庁庶務課長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等の送付について
内閣閣甲第一号により照会のあつた標記につき、別紙のとおり送
付します。

総理府

北海道開発庁 (一件)

法律案等件名	要旨	法制局の 裁の有無	閣議提出 予定月日
北海道地下資源開 発公社法案	北海道における地下資源の開発を急速かつ合理的に促進するため、政府出資により北海道地下資源開発公社を設立し、鉱物の探査、受託探査等の事業を行い、もつて北海道の鉱業生産力を増強し、併せてわが国産業の振興及び発展に寄与する。	無	未定

裏面白紙

自丁總覽第二三号

昭和三十一年一月十七日

自治庁長官官房総務参事官

内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等照会について
(回答)

本月八日付内閣閣甲第一号をもつて照会のありました標記のことについて、別紙のとおり回答いたします。

自治庁

B4タイプ用和算紙

(堀口印刷)

第二十六回国会提出予定法律案件名等調
○自治庁(十件)

法律案件名	要旨	法制局 審議の有無	閣議決定 予定日
地方制度調査会設置法の一部を改正する法律案	地方制度調査会の決議に基づき、あらたに地方制度調査会に事務局を設置しようとするものである。	未済	未定
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案	市町村職員共済組合の事務費の一部を国庫補助しようとするものである。	未済	未定
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	町村合併による投票区数の増減等に即応して現行規定の改正を行ううとするものである。	未済	未定
地方交付税法の一部を改正する法律案	単位費用、補正方法等算定方法の合理化を図ろうとするものである。	未済	未定
地方財政法の一部を改正する法律案	国費、地方費の負担区分の合理化を図ろうとするものである。	未済	未定
公営事業金融公庫法案	地方公共団体の公営事業を推進整備するため公募地方債の合理的消化を図ろうとするものである。	未済	未定
地方財政の再建のための地方団体の公債費に対する臨時特別措置に関する法律案	地方財政の健全化に資するため、既発行地方債中特定のもの元利金を国庫で補給しようとするものである。	未済	未定
地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案	財政再建債の利子補給率の引上げ等を行うおうとするものである。	未済	未定
地方税法の一部を改正する法律案	地方制度調査会及び臨時税制調査会の答申等に基づき、現行規定に所要の改正を行うおうとするものである。	未済	二月一日

国有資産等所在市町村交付金
及び納付金に関する法律の一
部を改正する法律案

防衛庁、駐留軍等の所有する固定
資産についても、交付金及び納付
金の対象にする等現行規定に所要
の改正を行おうとするものである。

未

済

未

定

防 衛 庁

防衛庁総務発第3号

昭和32年1月11日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

防衛庁長官官房総務課長

再開後の国会に提出予定の法律案
名について

さきに照会のあつた標記については、別紙の
とおり回答する。

裏
面
白
紙

防衛庁（三件）

法律案名	要旨	法制局審議の有無	閣議提出予定月日
防衛庁設置法の 一部を改正する 法律案	定員の改正等	無し	未定
自衛隊法の一部 を改正する法律 案	陸海空各目衛隊の定員に伴 う組織編成の改正等	無し	未定
防衛庁職員給与 法の一部を改正 する法律案	一般職の職員の給与改正に 即応する防衛庁職員の給与 の改正	無し	未定

備考 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）は、日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国から提供された装備品等についての秘密を保護しているのであるが、我国独自の装備品等についての秘密を保護するため、法を改正するという問題がある。

裏面白紙

經濟企画庁
五件

総理府

日本標準規格 B 5 (十四行罫)

(東文社納)

106

裏面白紙

行管秘第七号

昭和三十三年一月十六日

行政管理庁長官官房秘書課長

内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について
標記のことについて、当庁所管関係は別紙のとおりですから御承
知願いたく、命により回答します。

統計委員会

裏面白紙

(別紙)

行政管理庁 (一件)

法律案等件名	要旨	法制局審議	閣議提出
行政機関職員定員法の 一部を改正する法律案	昭和三十二年度における各省 庁の事業計画に即応するため の定員の改正を行わんとする ものである。	未審議	未定

統計委員会

科学技術庁(文)

原子炉等の規制に関する法律案

放射線障害防止法案

新技術開発公団法案

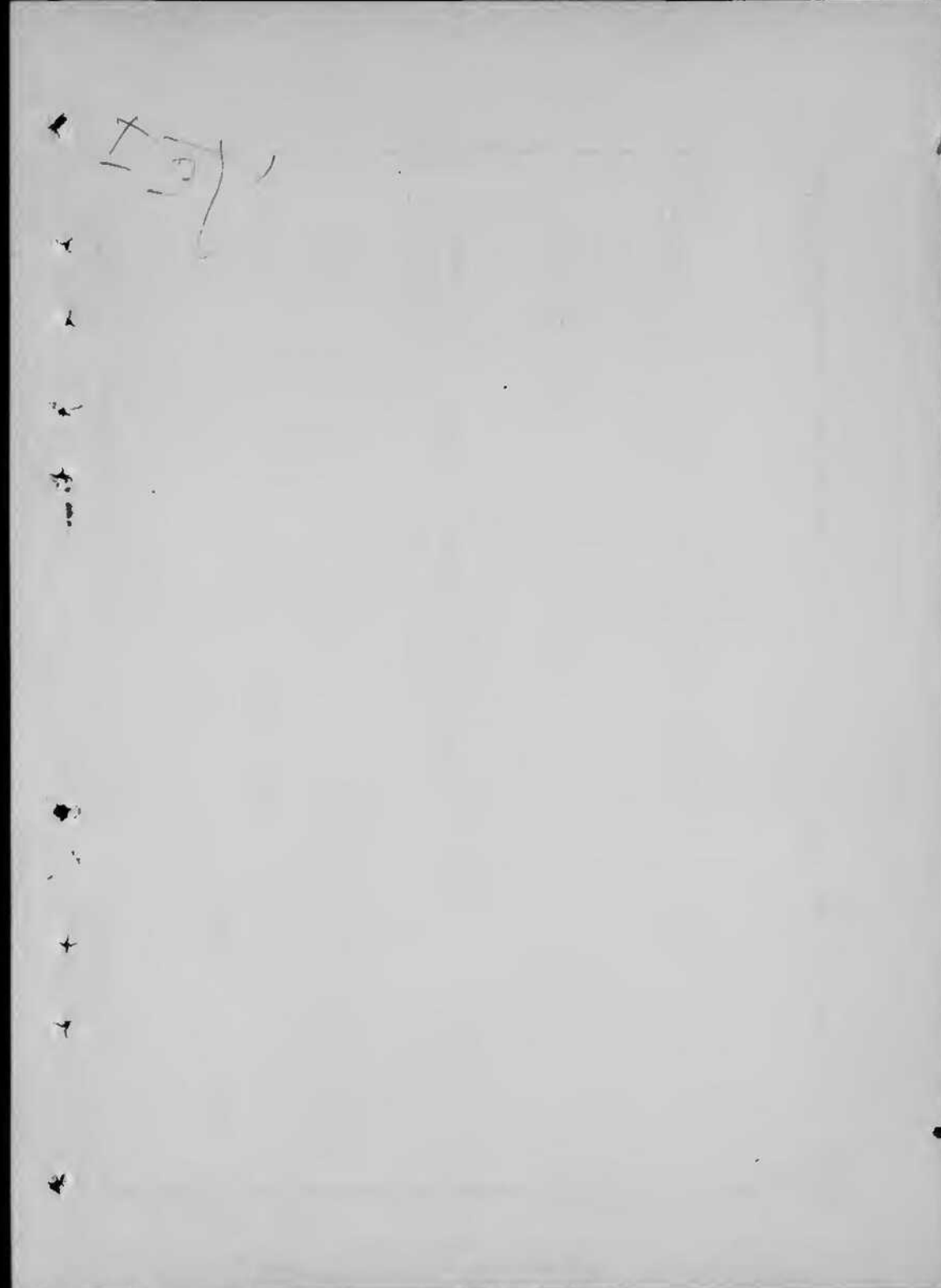
科学技術情報センター法案

総
理
府

日本標準規格 B 6 (十四行紙)

(東文社納)

109



第二十六回国会(常会)提出予定法律案

(三二・一・一七秘印)

法務省(十六件)

法律案等件名	要旨	法制局審議	予閣定議月日出
1 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案	滞納処分と強制執行等との競合を可能ならしめるため、これらの手続間に連絡措置を講じようとするもの。	了	一月下旬
2 海上物品運送特例法案	船荷証券統一条約を立法化しようとするもの。	未了	三月上旬
3 刑法等の一部を改正する法律案	暴力事犯の処理の適正を期するため、刑法等に所要の改正を加えようとするもの。	未了	未定
4 売春防止法の一部を改正する法律案	保安処分に関する規定を追加しようとするもの。	未了	未定

5 公訴を提起しない処分についてした者に対する補償に関する法律案	検察官の不起訴処分を受けた者のうち、身柄を拘束された者について、一定の要件の下に国が補償をすることに關するもの。	未了	未定
6 裁判所法等の一部を改正する法律案	上告制度運用の現情にかんがみ、最高裁判所の機構を改革して最高裁判所に小法廷を設け、刑事の上告理由の範囲を拡張する等所要の改正をしようとするもの。	了	未定
7 裁判所法等の一部を改正する法律施行法案	裁判所法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新旧両法の適用に關して必要な経過措置等を定めようとするもの。	未了	未定
8 裁判所法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案	裁判所法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の整理等を行おうとするもの。	未了	未定

9	10	11	12	13
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
第一審の充実強化を図るため、職権特例判事補に高等裁判所の判事の職務を行わせることができるものとする等所要の改正を加えようとするもの。	最高裁判所の機構改革等に伴い、裁判所職員の定員を改正しようとするもの。	一般の政府職員の給与制度の改善等に伴い、裁判官の報酬等につき所要の改正を加えようとするもの。	一般の政府職員の給与制度の改善に伴い、検察官の俸給等につき所要の改正を加えようとするもの。	市町村の廃置分合に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等を変更しようとするもの。
未了未定	未了未定	未了未定	未了未定	未了未定

14	15	16
司法試験法の一部を改正する法律案	法務省設置法の一部を改正する法律案	法律扶助事業の助成に関する法律案
司法試験制度運用の実情にかんがみ、試験科目等を改正しようとするもの。	一、外国人の出入国頻繁の個所に入国管理事務所、同出張所等を新設しようとするもの。 二、連合軍接収刑務所の返還等に伴い、刑務所の新設、名称変更等を行おうとするもの。	貧困者に対する民間の法律扶助事業を助成しようとするもの。
未了未定	未了未定	未了未定

裏面白紙

外務省
法律部
素約
二二件

総理府

日本標準規格 B 6 (十四行罫)

(東文社納)

第二十六国会提出予定法律案等調（大蔵省）
 一、法律案件 五一件

件名	概要	法制局審議 予定月日	閣議附議 予定月日
大蔵省設置法の一部を改正する法律案	印刷局の所掌事務について所要の改正をしようとするもの。	未定	未定
たばこ専売法の一部を改正する法律案	たばこ耕作許可の長期化、耕作面積及び収納価額等の決定に係る審議機関（耕作者代表を含む。）の設置並びに耕作団体の法人化等について規定しようとするもの。	未定	未定
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案	補助貨幣回収準備資金制度を改正する外、会計制度について所要の改正をしようとするもの。	二月上旬	二月中旬
印刷局特別会計法の一部を改正する法律案	固定資産の処分益金等を積立金として一定限度保有することとする外、余裕金の資金運用部への預託制度を新設する等の改正をしようとするもの。	未定	未定
郵政事業特別会計法の一部を改正する法律案	事業の特殊性にかんがみ、経営の合理化、能率化のために事務の簡素化を図るため諸制度の改正をしようとするもの。	未定	未定
アルコール専売事業特別会計法等の一部を改正する法律案	一般会計に対する納付についての算定法を中心として経営の合理化、能率化のため事務の簡素化を図るために会計制度の改正をしようとするもの。	未定	未定
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案	特別会計の借入限度の規定について改正しようとするもの。	未定	未定
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案	民間林道の開設を都道府県から委託をうけて、特別会計において行うことができることとするため改正しようとするもの。	未定	未定
漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案	給与保険の再保険事業の損失を補てんするため一般会計から繰入をしようとするもの。	未定	未定
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からの繰入に関する法律案（仮称）	昭和三十年度及び昭和三十一年度の歳入不足を補てんするため、一般会計から繰入をしようとするもの。	未定	未定

昭和三十一年度予算の実行に伴う財政及び金融の調整に関する法律案 (仮称)	昭和三十一年度において生ずる歳入の自然増収の一部を産業投資特別会計に繰り入れること等により将来における財政投資の財源を補完し財政と金融の調整を図ろうとするもの。	一月下旬	二月上旬
昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案	(一) 国債の元金償還に充てるための一般会計からの国債整理基金特別会計に対する繰入を、前前年度の新規純剰余の二分の一相当額に止め、前年度首国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰入はこれを行わない。 (二) 国鉄及び電電公社が政府に対して有する法定債務の償還元利息を直接国債整理基金特別会計に繰り入れて、当該金額については一般会計から国債整理基金特別会計に繰入があつたものとみなす。 以上の措置について、昭和三十一年度においても引続き行おうとするもの。	一月下旬	二月上旬
日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限に関する法律の一部を改正する法律案	昭和三五三三〇、政府が国鉄に対して貸し付けた二〇五三六三千円の償還期限(昭三三三三〇)を国鉄の財政事情にかんがみて一年延長しようとするもの。	未定	未定
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案	この法律の有効期限を更に一年延長する等の改正をしようとするもの。	未定	未定
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案 (仮称)	健康勘定の歳入不足を補てんするため、昭和三十一年度以降七ヶ年度間、毎年度、一般会計から十億円を限度として、同勘定に繰り入れることができることとなつてゐるのを、昭和三十一年度においてはこの繰入れを行わないこととしようとするもの。	未定	未定
船員保険特別会計法の一部を改正する法律案 (仮称)	船員保険事業のうち、療養給付等に要する費用の財源の一部に充てるため、昭和三十一年度以降六ヶ年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限度として、一般会計から船員保険特別会計に繰り入れることができることとなつてゐるのを、昭和三十一年度においてはこの繰入れを行わないこととしようとするもの。	未定	未定

恩給に係る国の債権の管理等の特例に関する法律案（仮称）	恩給の誤払発生の防止、恩給返納金債権の管理及び徴収に関する事務の取扱について特例を設け、郵便局における恩給支給の停止権を認めること等としようとするもの。	未定	未定
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正に伴い、改正しようとするもの。	未定	未定
国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案	公社役員の適用除外、その他規定の整備を図ろうとするもの。	未定	未定
国家公務員の旅費に関する法律の一部を改正する法律案	「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正に伴い改正しようとするもの。	未定	未定
国有財産整理資金特別会計法案	官庁庁舎等の使用調整及び立体的集約的によつて生じた不用の財産の処分による収入に關して、その経理を明確にしようとするもの。	未定	未定
昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案	昭和三十一年産米の予約売渡を奨励するため、昨年と同様の方式により、売渡代金の一部を非課税としようとするもの。	了	一、一八

租税特別措置法の一部を改正する法律案	新築住宅の保存登記に係る登録税の特例期限が三十一年末でできたので、とりあえず適用期限を延長しようとするもの。	了	一、一八
所得税法の一部を改正する法律案	所得税の税率及び控除等について所要の改正をしようとするもの。	一、二〇	一、二九
法人税法の一部を改正する法律案	重要財産の免税制度の合理化を図る等所要の改正を行おうとするもの。	一、二〇	一、二九
租税特別措置法の全部を改正する法律案	租税上の特別措置を再検討し、規定の整備を図るとともに、その全文を書き改め平明なものとするもの。	一、二六	二、八
印紙税法の一部を改正する法律案	手形等に対する税率を調整する等の改正を行おうとするもの。	一、一八	一、二九
揮発油税法の全部を改正する法律案	税率の引上げ、移出課税制度の採用等全文にわたり所要の改正を行おうとするもの。	一、一九	一、二九
地方道路税法の全部を改正する法律案	税率の引上げ、移出課税制度の採用等全文にわたり所要の改正を行おうとするもの。	一、一九	一、二九
骨牌税法の全部を改正する法律案	税率の改正、課税対象の範囲の拡張等を行うとともに、全文を改正し、平かな口語体にしようとするもの。	一、一九	一、二九
入場税法の一部を改正する法律案	軽減税率の適用範囲の適正化を図る等所要の改正を行おうとするもの。	一、一九	一、二九
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案	所得税及び法人税について、日本国とスウェーデンとの間において相互免除を行おうとする条約を実施するため、所得税法及び法人税法の特例その他必要な事項を定めようとするもの。	一、二六	二、八
関税法の一部を改正する法律案	内国貨物の保税地域への搬出入について所要の規制を加えることとする外、赃物犯の追徴規定等について所要の改正を行おうとするもの。	二月中旬	未定
酒税の保金及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案	中央会及び連合会に検査員制度を設ける等の改正をしようとするもの	了	一、二九

関税定率法の一部を改正する法律案	関税の軽減又は免除の規定について所要の改正を行う外、場合により若干品目についての税率改正を図ろうとするもの。	一月下旬	未定
関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	昭和三十二年三月三十一日まで暫定的に関税を免除又は軽減している重要機械類等のうち、所要のものについてその減税の期限を延長する等の改正をしようとするもの。	二月初旬	未定
噸税法案	税率の引上げを行い、あわせて所要の規定の整備を行うため、全文改正を行おうとするもの。	一月下旬	未定
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	免税物品を合衆国軍人等から譲り受ける場合における納税義務者を明確にし、その他免税物品の譲受に伴う徴税の確保を図るため所要の改正を行おうとするもの。	二月中旬	未定

臨時通貨法の一部を改正する法律案	昭和三十一年度から新たに百円銀貨幣を製造、発行することに伴い、現在の補助貨幣の種類の外に百円補助貨幣を加えようとするもの	未定	未定
資金運用部預託金の利率の特例に関する法律を廃止する法律案	郵便貯金特別会計から資金運用部に預託されている資金については資金運用部資金法の規定の利率による利子を附する外、約定期間五年以上のものに対しては昭和二十七年以降以降当分の間、毎年度通減する特別利率による利子を附してきたが、来年度以降以降この特例を廃止しようとするもの。	未定	未定
国有財産法の一部を改正する法律案	国有財産の範囲その他について所要の改正を加えようとすると、国有財産審議会を法制化しようとするもの。	未定	未定
国有財産特別措置法の一部を改正する法律案	物納財産の早急処理を図る等所要の改正をしようとするもの。	未定	未定
富士山頂の国有地の管理に関する法律案	富士山八合目以上の国有地は、国有存置し、国以外の者に譲渡しないこととするため所要の規定を設けようとするもの。	未定	未定
官庁庁舎等の活用の促進に関する特別措置法案	官庁庁舎、敷地等の使用調整及び立体的集約化を行い、これによつて生じた不用の官庁庁舎等を、都市計画等を勘案して適切に処分してその代金を新庁舎の営繕費に充てようとするもの。	未定	未定
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案	国民貯蓄組合のあつせんによる預金等について現行課税の特例措置を引き上げようとするもの。	未定	未定
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案	最近における貿易金融の事情にかんがみ、業務範囲等について改正しようとするもの。	未定	未定
中小企業信用保険事業団法案 (又は中小企業信用保険基金法案)	現行の中小企業信用保険法を廃止し、新たに信用保険事業団を設立して保険事業を行わしめるか、又は中小企業信用保険基金を設け、その業務を中小公庫に委託させるか検討中。この結果によつて上記いずれの法律案によるかを決定する。	未定	未定

中小企業等協同組合の保険事業に関する法律案	中小企業等協同組合の行つてゐる共済事業を保険事業として規制しようとするもの。 なお、中小企業組織法案（中小企業庁立案中）に織り込むか、単独の監督法として大蔵省において立案するか未定。	未定	未定
支払準備制度に関する法律案（仮称）	銀行預金の一定割合の現金を中央銀行に預入させ、この割合を変更することによつて通貨量の調節を図ろうとするもの。	未定	未定
預金相互保障基金法案（仮称）	経営困難に陥つた金融機関に再建資金を供給し、あわせて金融機関の支払不能によつて生ずる預金者の損失を一定限度まで保障するため基金を設定しようとするもの。	未定	未定
金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案（仮称）	経営が困難に陥つたが、再建の見込のある金融機関について、その事業の維持再建を図るため、特別措置として第三者による経営管理を行うこと、並びに役員の改任、業務等の改善及び合併、営業譲渡に関する命令をなすこと等の制度を整備確立しようとするもの。	未定	未定

二 議決等案件 十四件

- 昭和三十二年一般会計予算
- 昭和三十二年特別会計予算
- 昭和三十二年政府関係機関予算
- 昭和三十一年度一般会計予算使用総調書（その2）
- 昭和三十一年度特別会計予算使用総調書（その2）
- 昭和三十一年度特別会計予算総則第十条に基く使用総調書
- 昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書
- 昭和三十一年度一般会計予算使用総調書（その1）
- 昭和三十一年度特別会計予算使用総調書（その1）
- 昭和三十一年度一般会計予算使用総調書
- 昭和三十一年度一般会計予算庫債務負担行為総調書

昭和三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置について国会の承認を求めるの件（宮古、宮津、松山、佐伯の四出張所を税関支署に昇格。）

（備考）

昭和三十年度予算等により異動を生ずることがある。

文部省
法律案
十件

総
理
府

日本標準規格 B 5 (十四行罫)

(東文社製)

裏
面
白
紙

總発第二号

昭和三十二年一月十一日

厚生大臣官房総務課長

内閣總理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名
等の提出について

昭和三十二年一月八日内閣閣甲第一号をもつて御照会のあつた標記について、別紙のとおり、とりまとめたので、よろしくお取り計らい願います。



第二十六回(常会)国会提出予定法律案件名

昭和三十三年一月十日
厚生大臣官房総務課

厚生省(十八件)

法律案件名	要旨	法制局審査 有無	所定月日
1 厚生増設置法の一部を改正する法律案	(1) 官房長を設置すること。 (2) 生治局を設置すること。 (3) 国立精神衛生研究所に精神衛生所 修所及び精神衛生相談所を附置する こと。	無	二月上旬
2 自然公園法案	(1) 総合的な自然公園体系を樹立する こと。 (2) 自然公園を国立公園、国定公園及 び都道府県立自然公園に分けること。 (3) 右の保護及び利用についての必要 事項を規定すること。	無	二月中旬
3 原爆被害者の医療等 に関する法律案	広島、長崎の原爆被害者及び障害者 に対して必要な健康管理及び医療を行 うこと。	無	二月上旬

4 保健所法の一部を改 正する法律案	保健所に対する国庫負担率を引き上 げること。	無	一月下旬
5 保健所に勤務しよう とする医学生に対する 資金の貸付等に関する 法律案	将来保健所に勤務しようとする者等 に対して学費を貸付け、保健所等の 医師の充足を図ること。	無	二月 旬
6 結核予防法の一部を 改正する法律案	(1) 健康診断、予防接種の受診者から 実費の徴集を行わず、全額実施者支 弁とするように、国及び都道府県 のこれに対する補助率を引き上げる こと。 (2) 結核医療費の公費負担率を引き上 げること。	無	一月下旬
7 旅館業法の一部を改 正する法律案	(1) 旅館施設の構造設備基準を厚生省 令で規定するようになすこと。 (2) 営業許可の場合に人的要件につい ても考慮することができるとする こと。	無	二月下旬

8 清掃法の一部を改正する法律案	(3) 風俗営業との兼業は、特に定めるもののほか、これを禁止すること。 (1) 汚水、汚泥を規制の対象とする。 (2) 季節的清掃地域の指定を都道府県知事が行うことに改めるとともに、季節的清掃地域の整備を図る規定を設けること。 (3) レ尿消化器等の設置を許可制度に改めること。 (4) レ尿じん埃混合高度堆肥施設、共同浄化器等に関する規定を設けること。	無	二月中旬
9 水道金融公庫法案	民間からの大中資金導入を図り、水道施設の資金を確保し、水道の普及を図るに水道金融公庫を設置すること。	無	二月中旬
10 医療法の一部を改正	(1) 医療法人を第一種と第二種に分け		

する法律案	(2) 第一種の法人については新たな規制を加え、第二種の法人については概ね現行法と同様にすること。	無	二月下旬
11 薬事法案	医薬品、用具、化粧品のほか医薬部外品制度を設ける等その他全面的に法制を整備するため、新法を制定すること。	無	二月下旬
12 国立ろうあ者等更生指導所設置法案	国立ろうあ者等更生指導所の設置、組織入所対象者、業務等について規定すること。	無	一月下旬
13 児童福祉法の一部を改正する法律案	(1) 児童福祉施設に精神薄弱児通園施設を加えること。 (2) 児童福祉司、里親、保護受託者等の規定を整備すること。	無	二月上旬
14 母子福祉資金の貸付の等に関する法律の一部	大学の修学資金の額を引き上げる	無	一月下旬

を改正する法律案	15 国立精神薄弱児施設設置法案	16 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案	17 国民健康保険法案	18 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案
(2) 都道府県に対する国庫貸付を引き上げること。	(1) 重症の精神薄弱児を收容すること を目的とする国立精神薄弱児施設の設置、組織等について規定すること。 (2) 本施設の在所期間の延長期限を延長すること。	傷病手当金、出産手当金及び育児手当金の支給制度を設けること。	国民健康保険を全市町村に普及し、保険給付の内容等につき所要の整備を行うにや、新法を制定すること。	葬祭料を増徴すること。
無	無	無	無	無
二月上旬	一月下旬	二月下旬	一月下旬	二月下旬

裏面白紙

曲辰林省一八件

開拓省農振臨時措置法
農山漁村振興特別措置法
生糸製造設備臨時措置法
野性鳥獸の保護及公保護に関する法律

総理府

日本標準規格 JIS (七五) (紙)

(紙久包紙)

次国会提出予想法案

二。ネ
提出略案なもの

通商産業省

輸出保険法の一部改正法案

現行の海外投資保険制度を改善拡大（担保危険の範囲拡大、てん補率の引上げ、保険料率の引下げ等）するとともに海外投資を行つた者が取得した配当金を本邦に送金できなくなることによつて受ける損失をてん補する保険制度（海外投資利益送金保険）を設け、海外投資の促進と輸出の振興を図らうとするものである。

2 輸出品取締法改正法案

わが國輸出品の価値を維持向上するため原則として等級表示制度及び自家検査制度を廃止し、検査はすべて最低基準に関する第三者強制検査によるものとするとともに、指定品目を極力整理縮小する。

3 自転車競技法の臨時特例法の廃止と自転車競技法等の改正法案

自転車競技法の臨時特例法の失効に伴い、自転車競技法等を改正して、競輪の公正化を期するとともに、売上金の一部を自転車振興会連合会等に納入せしめそれを財源

4 中小企業振興助成法案

企業診断および指導、特別償却、協同施設の補助等の諸制度を拡充強化するため、企業合理化促進法の一部および中小企業振興資金助成法に所定の改正を加えるとともに大企業と中小企業の生産分野の調整に関し主務大臣が勧告しうることとし、これらを統合して中小企業振興助成法を制定し、中小企業の合理化促進の基本法としようとするものである。

5 輸出入取引法の一部改正法案

貿易商社の通関競争を防止するため、協定締結に関する通商産業大臣の指示権、輸出組合の機能強化、アウトサイダー規制の強化等に関し、所定の改正を加えようとするものである。

6 電子工業振興臨時措置法案

電子工業について、振興計画を策定し、設備の近代化と生産分野の計画的調整を図るとともに、技術向上目標を設定し、および所管検査設備の設置義務を課して生産技術の向上に資する。

十一 提出未定のもの（○印は予算待ち法案）

ア 電気事業法案

公益事業令が昭和二十七年に廃止されてから、電気事業を規制する法律がなくなり、現在は電気に関する臨時措置に関する法律によつて旧公益事業令の一部を生かして当面を糊塗している状況であるので、恒久法たる電気事業法を制定しようとするものである。

八 鉄鋼需給安定法案

鉄鋼業の基礎産業および輸出産業としての重要性に鑑み、鉄鋼の需給計画を策定し、生産、販売等に関する共同行為を実施せしめうることで、鉄鋼の需給および価格の安定を図るとともに、特に必要があるときは需給調整法人をして鉄くず、鋼材の調整の業務を行わせる。

九 化学工業振興法案

基礎的化学工業及び新化学工業の合理化を促進するため、カルテルの容認、資金の確保等所要の措置を講じようとするものである。

として、機械工業の設備の近代化、生産技術の向上等を図らんとするものである。

10 鉱業法の一部改正法案

法定鉱物中「可燃性天然ガス」の定義を明確化し、および石炭、重炭酸産権者の鉱害供託金の屯当り金額を引き上げ、ならびに通商局長の処分に伴う通知等の公示送達範囲を拡張する等の改正を行う。

11 特別鉱害復旧臨時措置法の一年延長のための改正法案

三十一年度に完了する予定であつた特別鉱害の復旧工事が完了せず、三十二年度において残工事を実施する必要があるため、昭和三十二年五月十一日に失効することになつてゐる本法を一年間延長するために必要な改正を行う。

12 中小企業組織法案

現在業界の一部に協同組合と調整組合とが両立しているため、いわゆる二枚看板となり事務の煩さを来しているおきがあるので中小企業協同組合法と中小企業安定法を統合し、協同組合と調整組合の機能を併せ持つ組織をつくり得ることとすると共に、中小企業の組織の強化の見地から所要の改正を加えようとするものである。

13 小売商振興法案

小売商に正常な事業活動の機会を与え、流通秩序を確立するため、小売商の登録、生産業者の小売行為の規整等を行つて、小売商の振興を図ることを目的とする。(なお、消費生活協同組合法、百貨店法についても所要の改正を行う。)

14 産業調整法案

重要産業について事業者の共同行為を許容し産業の合理化、過当競争の防止又は需給の調整を図り、産業活動の適正な進捗を期せうとするものである。

14 防衛生産設備臨時措置法案

最近における米軍特需の激減に対応し、将来にわたるわが国防上必要な武器産業を維持するため、これに必要な経費を政府において負担するとともに、所要の立法措置を講じようとするものである。

15 中小企業信用保険保証公団法案

16 信用保証協会法改正法案

現行の中小企業に対する保険、保証の両制度の有機的統合を行つて、その機能の強化を図るため、中小企業信用保険法および同特別会計法を廃止し、新たに中小企業信

裏面白紙

用保険保証公団法を制定するとともに信用保証協会に対する政府の監督を強化する。

17 ○ ~~中~~中小企業金融公庫法および商工組合中央金庫法の一部改正法案

中小企業金融公庫および商工中金への政府出資額を増加するため所要の改正を加え
ようとするものである。

官文第五六号

昭和三十三年一月十七日

運輸大臣官房文書課長

内閣総理大臣官房総務課長殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について
一月八日内閣閣申第一号をもつて御米照の右について別紙の通り
報告します。

運輸省

軍部

軍部

辨告」至下。

一月八日内閣閣中第一号ヲ以テ陸海軍省ニ付テ
再開會ノ旨會ニ出テ其旨ニ依テ陸海軍省ニ付テ

内閣閣中大臣官制總務課長

陸海軍大臣官制文書課長

明治三十二年一月十日

官文正六号



運輸省（十五件）
再開後の第二十六回通常国会提出予定法律案件名表

法律案件名	要旨	法制局 審議	閣議提出 予定月日
○小型船海運組合法案	小型船海運業について、適切な調整措置を講ずること等により、小型船海運業を営む者の経済的地位の向上を図ることを目的とする小型船海運組合を結成できるようにする。	無	二月下旬
○モーターボート競走法の一部を改正する法律案	モーターボート競走の事故防止対策の確立等の措置を講ずるとともに、施行者、競走会等に対する運輸大臣の監督を強化して競走の公正な運営を促進する。	無	二月下旬
○機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案	本法において通産大臣が行う機械工業の振興措置のうち、船舶用品及び陸運機器に関するものについては、運輸大臣が行い得るようにする。	無	二月下旬
○輸出船舶の検査法案	輸出の目的で建造される船舶の建造等につき、規制を行うことにより、我國の造船事業についての国際的信用を高め、もつて我國の船舶の輸出振興を図る。	無	未定
○船舶職員法案	船舶職員の資格及び定員の改正、免許の更新制度に代る検認制度の新設等現行船舶職員法の全部を改正する。	無	二月上旬
○航路等整備特別措置法案	大型油槽船の出入する港湾を特別措置によつて急速に整備するため、事業費の負担、受益者分担金、国の直轄事業等について特別の定をする。	無	未定
○航路等整備事業特別会計法案	航路等整備事業を特別会計によつて行う。 鉄道と道路の交さ方式は立体交差を原則とし、交さ施設の新設、維持、管理等の費用について鉄	無	未定

○鉄道と道路との交差に 関する法律案	道事業者及び道路管理者の分区分を法定し、踏 切道について保安設備の基準を法定し、鉄道事業 者及び道路管理者に維持管理を義務づける。	無	未 定
○踏切道整備促進法案	既存踏切道について、その保安設備を法定基準に 達せさせるため、鉄道事業者及び道路管理者をし て計画を立て、一定期間内に整備改善させ、この 場合費用の一部を国が補助する。	無	未 定
○公共企業体職員等共済 組合法の一部を改正す る法律案	健康保険法の改正に伴い、医療機関等の規定につ いて所要の改正をするともに、療養の給付につ いての組合員の一部負担制度を改め、併せて恩給 の選択給に關する規定を追加する。	有	一 月 下 旬
○国有鉄道運賃法の一部 を改正する法律案	国有鉄道の運賃及び料金の改訂に伴い、所要の改 正をする。	無	未 定
○通運事業法の一部を改 正する法律案	一層の健全化、通運取引の円滑化、通運秩序の確 立等について所要の改正をする。	無	未 定
○自動車ターミナル等整 備法案	自動車ターミナル及び自動車パーキングの整備を 図るため、右の事業の適切な監理及び助成をする ことにより、都市における自動車運輸の秩序ある 発展と都市を中心とする円滑な自動車輸送の確保 を図る。	無	未 定
○高速自動車道法案	国土開発縦貫自動車道を根幹とする高速自動車道 網の整備を図るため、路線の指定、整備計画その 他これの管理及び監督に關する事項を定め、陸上 交通、産業経済の発展を図る。	無	未 定
○航空法の一部を改正す る法律案	飛行場についての管理の方法の明確化を図るほか、 航空運送事業の秩序維持のため所要の改正をする。	無	未 定

○補遺審検所の検定の再
審査に関する法律の一
部を改正する法律案

存続期間を一年延長する。

有

一月下旬

勞働省三件
勞働保險施設団法

総
理
府

日本經濟年報 1955 (十の二頁)

(東京社印)

裏面白紙

建設省一八半

下水道法

道路法の一部を改正する法律

高度度自動車国道法

道路整備の促進に関する法律

中高層耐火建築資金融通法

共同建築組合法

屋外広告物法

総理府

裏面白紙

当
部
局

総調ヲ十号

昭和三十三年一月十八日

内閣総理大臣官房調査室長



内閣総理大臣官房総務課長殿

再開後の国会に提出予定の法律案の件名について

本月八日付内閣甲ヲ一号ニ申越の標記について 当室には

該当事項のハハヒヒ五回答する。

総
理
府

該局
部局

総調子

昭和三十一年一月十八日

内閣総理大臣官房調査室長

内閣総理大臣官房総務課長殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名について
本月八月付内閣甲第一号を申越の標記について、当室には
該当事項のふいふと回答する。

総
理
府

結核菌の培養に成功する。

本月八日付内閣甲第一号の申渡しの野村三郎、
再開野の国会に野村三郎の志願を承認するに
内閣総裁入百官長は野村三郎

内閣総裁入百官長は野村三郎

昭和三十一年一月十八日

総務省

録
野
村

日本国憲法第92条(内閣総裁)

裏面白紙

恩公著議発第 八 号

昭和三十三年一月十四日

総理府恩給局長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について
標記について御照会がございましたが、当局所管には、該当事項が
ありませんので、その旨報告します。

総理府恩給局

裏面白紙

総統総第五三号

昭和三十一年一月十四日

総理府統計局長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について(回答)
一月八日内閣閣甲第一号で御照会のあつた標記については、本
局では再開後の国会に法律案等を提出する予定がありませんから
御了知下さい。

総理府統計局

裏面白紙

厚底才一号

昭和三十一年一月十六日

不慮憎報局長事務代理



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後、国会に提出予定・法律案件番号

照会につき (回答)

内閣々甲才一号により御照会、標記につき、当局は、該法律
案件ありき人

総
理
府

裏面白紙

国防力一〇号

昭和三十三年一月十日

国防会議事務局



内閣総理大臣官房総務課長殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名
等照会について（回答）

本月八日付内閣開甲力一号をもつてお申越の標記について、当事務局には該当ありません。

総理府

裏面白紙

中央災害救助対策協議会
なし

総
理
府

日本標準規格 B 5 (十四行罫)

(東文社製)

144

裏面白紙

社会保険制度審議会事務局 印

総理府

日本標準規格 B 5 (十四行罫)

(東文社納)

145

日本学術会議

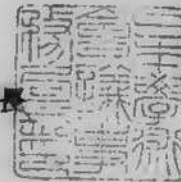
庶務第27号

昭和32年1月16日

内閣総理大臣官房

総務課長 殿

日本学術会議事務局長



再開後の国会に提出予定の法律案件名等
照会について

(昭和32年1月8日付内閣閣甲第1)
号に対する回答

標記のことについて、本会議では目下のと
ころその予定はありません。

裏面白紙

管管-30

昭和32年/月/2日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

人事院事務総局管理局管理課長

再開後の国会に提出予定の法律案件名等照会
について(回答)

(対昭和32年/月8日付内閣開甲第/号)

標記については該当事項がありません。

以 上

裏
面
白
紙

総
理
府

法
制
局

な
し

日本標準規格 B 5 (十四行罫)

(東文社製)

裏
面
白
紙

148

32公官総第8号

昭和32年1月10日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

公正取引委員会事務局官房総務課長



再開後の国会に提出予定の法律案件名等

照会について

首題の件に関して昭和32年1月8日付内閣
甲第1号をもつて照会がありましたが当委員会
関係は別紙のとおり提出予定の法律がありませ
んのて了承されたく回答します。

公正取引委員会事務局

裏面白紙

裏面白紙

国家地方警察本部

警察庁丁総発第五号

昭和三十一年一月十六日

内閣総理大臣官房総務課長

警察庁長官官房総務課長 殿



再開後の国会に提出予定の法律案について

昭和三十一年一月八日付内閣閣甲第一号をもつて御照会のあつた
標記のことに依いて、当庁には目下のところ提出予定案件がないの
で、回答する。

裏面白紙

三二土調委才一八号

昭和三十一年一月十二日

土地調整委員会事務局総務課長

内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等照会について

一月八日付、内閣閣甲才一号をもつて御照会のあつた標記の件に
ついては提出予定の法律案はありませんので御了承下さい。

総理府

裏面白紙

八分紙

官内庁長官官房
秘書課 発第三一號

昭和三十一年一月十一日

官内庁長官官房秘書課長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等について（回答）
一月八日付内閣閣甲第一号で御照会のこのことについて、当庁所
管のものは、ありません。

官内庁

裏面白紙

郵政省

郵文第一五号

回答

昭和三十三年一月十八日

郵政大臣官房文書課長



内閣総理大臣官房総務課長 殿

再開後の国会に提出予定の法律案件名等照会について

対内閣閣甲第一号(三三、一八)

右につきましては、大臣の更迭が他省よりも遅れたこと等のため、いまだ最終的結論を得ておりませんが、さしむきのところ該当のものはありません。

おつて、決定次第御通知いたしますから、御了知願います。